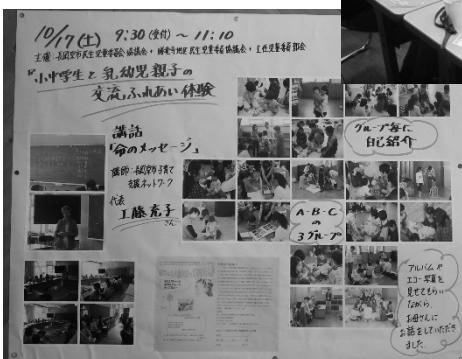


長岡京市第2次地域健康福祉計画

だれもが安心して暮らせるまちづくり

～ふれあい、わかりあい、支えあいのまち ながおかきょう～



平成28（2016）年3月

長岡京市

はじめに

近年の社会情勢を見ますと、少子高齢化や核家族化が進展し、高齢者や障がい者、介護や子育てに悩む人など課題を抱える人が増える中、生活困窮や虐待などの問題が表面化するなど、新たな社会的課題に対応していく制度づくりが求められています。一方で、これらの社会的課題に対しては、制度化されたサービスだけでは対応しきれない場合もあり、あわせて、地域で支えることのできるしくみづくりが求められています。



本市においては、「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を目指して、平成27年度を目標年度とした「長岡京市地域健康福祉計画」を平成15年3月に策定し、長岡京市の地域健康福祉の推進に努めてまいりました。こうした中、これまでの成果と課題を踏まえ、新たな社会情勢の変化に対応し、課題解決に向けた取組を見定め「長岡京市第2次地域健康福祉計画」を策定いたしました。

本計画の上位計画となる、長岡京市第4次総合計画の将来都市像である「住みたい 住みづけたい 悠久の都 長岡京」の実現に向け、基本理念の「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を引き継ぎ、自助、互助・共助、公助による取組を深めることで「ふれあい、わかりあい、支えあいのまち ながおかきょう」を目指し、全力を挙げて努めてまいります。

市民の皆様をはじめ、地域活動団体、福祉関係事業者、民間企業の皆様とともに力を合わせて地域健康福祉に関する課題に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力いただきました長岡京市地域健康福祉推進委員会の皆様をはじめ、住民懇談会へご出席いただきました市民の皆様、またアンケートやヒアリングにご協力いただきました市民・団体など関係各位に対しまして、心からお礼を申し上げます。

平成28年3月

長岡京市長 中小路 健吾

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景.....	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の進捗と目標	4
5. 計画の策定手法	5
6. 各種調査結果からの主な現状と課題	6

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念.....	9
2. 基本視点.....	10
3. 基本目標.....	12
4. 計画の推進体制	14
5. 地域の範囲の捉え方.....	16
6. 施策体系.....	17
7. 地域健康福祉推進のための新たな方策.....	18

第3章 施策内容

1. 地域を支える担い手づくり	20
2. 支えあい・助けあいの地域づくり	26
3. 豊かに暮らせる環境づくり	35

資料編

1. 統計調査結果	44
2. 市民アンケート調査結果.....	49
3. 団体ヒアリング結果.....	70
4. 住民懇談会（ワークショップ）結果	72
5. 策定経過	76
6. 長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱.....	77
7. 長岡京市地域健康福祉推進委員会委員名簿	80

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

本市では、市民が住み慣れた地域で安心して暮らさせることを目標に、地域の課題に根ざした福祉の実現に向け、高齢者・要介護者、障がい者（児）、子ども・子育て、さらには広く保健分野も含めた健康増進といった、健康と福祉に関連する個別計画を策定しています。あわせて、これらの個別計画を横断し、かつ地域福祉の視点で捉えるとともに、これらの個別計画を包含する計画として、平成15年3月に平成27年度を目標年度とした「長岡京市地域健康福祉計画」を策定し、総合的な健康福祉施策の推進を図ってきました。

計画策定から今日まで、国においては、障害者総合支援法の制定や介護保険制度の改正など、社会保障制度の構築が進められてきました。また、長岡京市においては、小学校区をはじめとした地域単位で、地域の課題解決に取り組む活動や分野を超えたネットワーク^{*}による個別支援体制の充実、各種相談窓口機能の強化、ユニバーサルデザイン^{**}などによる福祉のまちづくりといった取組が進められ、地域健康福祉を推進するまでの体制と基盤を整えるための制度の整備に取り組んできました。

一方で、少子高齢化の進行や人口減少社会への突入、東日本大震災をはじめとする自然災害の発生、リーマンショックに代表される世界的な不況などの社会情勢の変化により、虐待や生活困窮者、地域のつながりの希薄化など新たな課題が出てきています。

今日までの制度整備と新たな課題の中において、行政が担う「公助」だけでなく、個人や家族の努力で行う「自助」、地域でのつながりを大切にする「互助（隣近所での助け合い）・共助（地域活動団体などとの協力）」の取組の推進が求められています。

また、平成28年度を初年度とする長岡京市第4次総合計画の将来都市像である「住みたい 住みつけたい 悠久の都 長岡京」の実現に向けて「自助、互助・共助、公助」の連携と協働によるまちづくりを進めていく必要があると考えます。

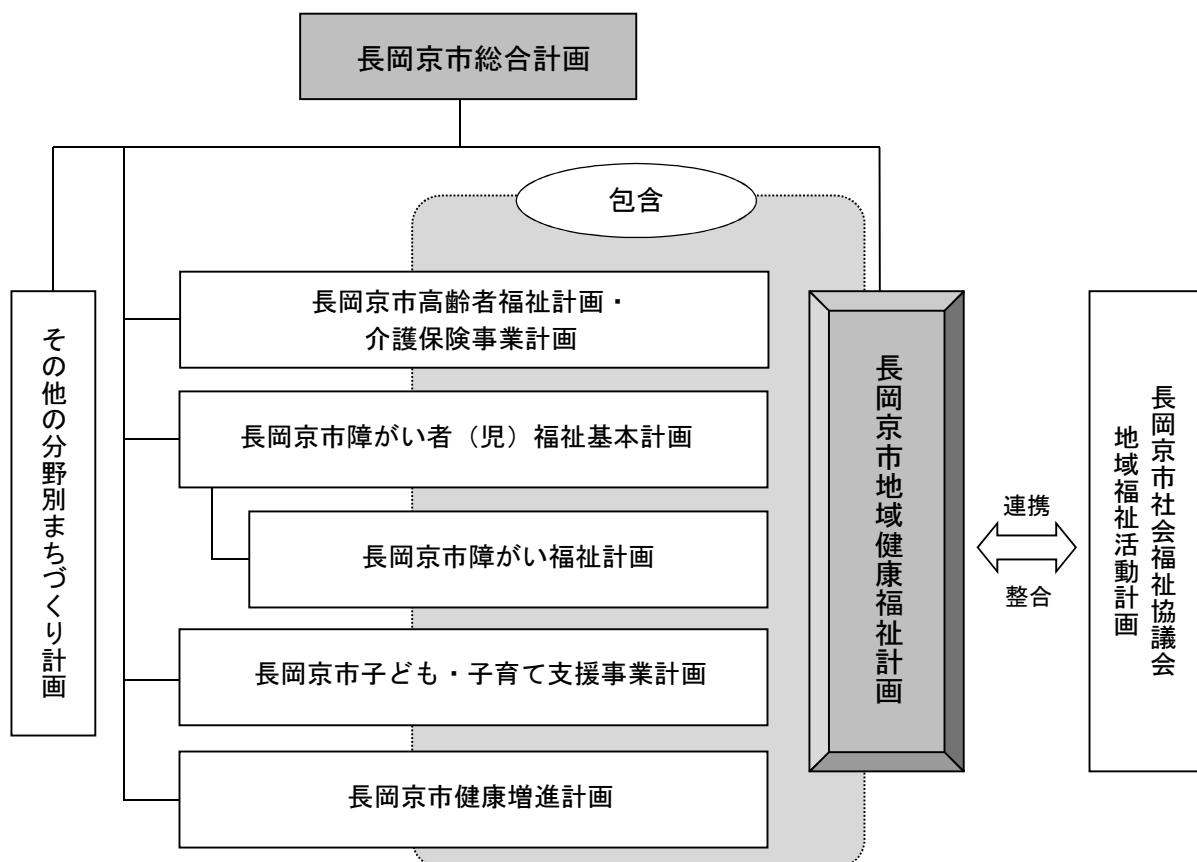
このような中、前計画における成果と課題を踏まえ、地域健康福祉を取り巻く新たな課題の解決に取り組むため、今後の総合的な福祉施策の方向性を定める「長岡京市第2次地域健康福祉計画」（以下「本計画」）を策定しました。

*ネットワーク…ものまたは人々が相互に関連しあうしくみ。

**ユニバーサルデザイン…「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画に位置づけられています。
- 上位計画である「長岡京市第4次総合計画」との整合性を図ります。
- 「長岡京市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」「長岡京市障がい福祉計画」「長岡京市子ども・子育て支援事業計画」「長岡京市健康増進計画」といった、健康と福祉に関する個別計画を横断し、かつ地域福祉の視点で捉えることにより、これらの個別計画を包含するものです。
- 目指すべき本市の地域健康福祉像などにおいて社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と共有を図っていくとともに、本計画における地域健康福祉の施策と「地域福祉活動計画」における具体的な地域福祉活動事業とは、連携と整合を図っていくものとします。



3. 計画の期間

- 「長岡市第2次地域健康福祉計画」の期間は15年間です。平成28年度を初年度とし、「長岡市第4次総合計画」の最終年度である平成42年度を目標年度とします。
- その前期計画（本計画）は平成28年度から平成32年度まで、中期計画（次期計画）は平成33年度から平成37年度まで、後期計画は平成38年度から平成42年度までと、それぞれの計画期間を5年間とします。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度	H42年度
(第3次)																
(第1次)																
後期																
	前期計画(本計画)															
長岡市第7次高齢者福祉計画																
長岡市第6期介護保険事業計画																
(第4次)	第5次長岡市障がい者(児) 福祉基本計画															
	長岡市障がい福祉計画 (第4期計画)															
	長岡市子ども・子育て支援 事業計画															
	(平成25年度～) 長岡市健康増進計画															
(第2次)	長岡市社会福祉協議会 第3次地域福祉活動計画															

4. 計画の進捗と目標

- 社会情勢の変化や施策の動向を踏まえ、計画の進行状況を把握するとともに今後の課題について、5年ごとに計画内容の検討と見直しを行います。
- 数値的な目標・指標、個々の具体的な取組については、総合計画および健康福祉に関する各個別計画において設定するものとし、関係部局との調整を図りながら本計画を推進します。
- 計画の達成に向けての評価は、総合計画および健康福祉に関する個別計画に基づく実施状況の評価のほか、計画内容の検討と見直しの時期に、アンケートや住民懇談会などにより市民からの主観的な評価を行うこととあわせて、統計資料などの客観的な数値等で示される変化を分析することで、短期的（1年）・中期的（5から10年）・長期的（15年）な計画の評価を実施します。
- 評価を実施するうえで必要な各種団体・各地域で実施されている施策について把握に努めます。
- 21ページ以降に掲載する主な事業のうち、「長岡市第4次総合計画第1期基本計画 前期実施計画」として位置づけられているものを★で表記しており、毎年の進捗管理を行います。

5. 計画の策定手法

本計画の策定に向けた基礎調査として、平成26年7月に団体ヒアリング、平成26年9月に市民アンケート調査、平成26年12月から平成27年2月にかけて住民懇談会（ワークショップ※）を実施しました。また、平成26年度から平成27年度にかけて「長岡京市地域健康福祉推進委員会」において計画案の審議を行いました。

（1）団体ヒアリング（詳細は資料編70ページから）

○個別の福祉分野、または地域活動全般に深く関わる団体（のべ15団体）に対し、全市に共通する課題、各福祉分野に共通する課題について、2日間にわたりグループ討議によるヒアリングを行いました。

（2）市民アンケート調査（詳細は資料編49ページから）

○日常生活における課題、地域との関わりや社会参加などに関する市民ニーズを幅広く把握することを目的に、郵送による調査を行いました。

■回答率

配布数	有効回答数	有効回答率
1,500	926	61.7%

（3）住民懇談会（ワークショップ）*社会福祉協議会と共同実施 (詳細は資料編72ページから)

○小学校区ごとに地域住民（自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの関係機関への呼びかけや、市広報による公募）に集まっていただき、自分が住む地域において助けあえる・支えあえる環境づくりのための課題や解決策について、意見交換するワークショップを行いました。

○10小学校区全てで開催し、のべ217名の市民の参加がありました。

（4）長岡京市地域健康福祉推進委員会

○学識経験者、関係機関の代表、公募市民などからなる「長岡京市地域健康福祉推進委員会」を設置し、専門的な見地や市民の視点からの意見交換を行いながら、計画案について審議しました。

※ワークショップ…市民参加型のまちづくりにおいて、自由に意見を出し合ったり、お互いの理解を深めたり、参加者の合意を得たりするために有効とされる技法。

6. 各種調査結果からの主な現状と課題

統計資料や団体ヒアリング、市民アンケート調査、住民懇談会（ワークショップ）、健康と福祉に関する各個別計画策定時に実施したアンケートなどの各種調査結果から、現状把握および課題の抽出を行いました。

（1）現状

○各種調査結果からみえる各分野の現状について、前計画策定時から増加・減少している点、不十分である点について着目し、以下にまとめました。

①地域で暮らしている人

高齢者、子ども、障がい者やその他支援を必要とする人の現状と市民の意識について以下にまとめました。

	増加	減少	不十分
高齢者	<ul style="list-style-type: none">●独居高齢者●認知症高齢者●要介護認定者●老老介護※、認認介護*●高齢者への虐待		<ul style="list-style-type: none">●地域活動への参加意欲●地域との交流や外出の頻度●交流の場
○徘徊対策や見守りを必要とする意識が高まっています			
子ども	<ul style="list-style-type: none">●晩婚の人●生涯未婚者●核家族●ひとり親家庭●子どもの貧困●児童への虐待	<ul style="list-style-type: none">●出生数●出産年代女性●一世帯あたりの人口数●多世代交流の機会	<ul style="list-style-type: none">●市中心部等において子どもが遊べる場所
○見守りや子育て支援を必要とする意識が高まっています			
障がい者	<ul style="list-style-type: none">●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者●障がい者の親の不安●地域で暮らし続けられるか不安を感じている人●災害や緊急時の助けを必要と感じている人●障がい者への虐待		<ul style="list-style-type: none">●障がいへの理解●地域との交流●地域で障がい者を知る機会●働く場
○見守りや緊急時の支援を必要とする意識が高まっています			
その他支援をする人	<ul style="list-style-type: none">●生活保護受給者や生活困窮者●災害時に配慮が必要な人		<ul style="list-style-type: none">●道路や施設のバリアフリー*
○生活困窮者対策を必要とする意識が高まっています ○自殺対策を必要とする意識が高まっています ○住民が集まる場所や機会、移動手段の充実を必要とする意識が高まっています			

*老老介護…介護が必要な高齢者を 65 歳以上の人人が介護している状態。

*認認介護…認知症の人を認知症の人が介護している状態。

*バリアフリー…障がい者や高齢者等が生活する上で妨げとなる物理的障壁や社会的な障壁がないこと。

②地域福祉の風土

地域のつながりを育み、社会参加を促す地域福祉の風土の現状と市民の意識について以下にまとめました。

	増加	減少	不十分
地域のつながり	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で孤立する人 ●地域活動参加への余裕がない人 ●空き家 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域におけるつながり ●身近に相談できる人 ●地域貢献意欲 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動やボランティア活動などの担い手
	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会館や空き家の活用など、活動の場が必要です ○地域におけるつながりの再生を必要とする意識が高まっています 		
社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ●きっかけがなく地域活動などを行っていない人 		<ul style="list-style-type: none"> ●課題を抱える人の社会参加
	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の各種活動への参加促進を必要とする意識が高まっています ○課題を抱える人が参加しやすい活動の場と移動の方法を必要とする意識が高まっています 		

③地域組織の枠組み

自治会や地域コミュニティ協議会※などの地域活動の基盤となる組織の現状と市民の意識について以下にまとめました。

	増加	減少	不十分
自治会	<ul style="list-style-type: none"> ●未組織地域 	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会加入者 (特に若い人、高齢者) 	<ul style="list-style-type: none"> ●参加意欲を高めるための啓発活動
	<ul style="list-style-type: none"> ○若い人や高齢者を引きつける活動が必要であるという意識が高まっています ○自治会の加入者を増やしていくことが必要であると感じる意識が高まっています 		
地域コミュニティ協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●協議会数 		<ul style="list-style-type: none"> ●認知度
	<ul style="list-style-type: none"> ○各種団体の位置づけの整理や連携が必要であるという意識が高まっています 		

※地域コミュニティ協議会…様々な地域課題を解決するために地域が一体となり、自治会や地域各種団体を中心に団体などが参加する小学校区単位の組織。

(2) 課題

- 高齢者分野については、独居や要介護認定者、認知症の人の増加により、健康や老後生活への不安を感じる人が増えています。また、孤独死※や孤立死※、認知症による行方不明者の増加が社会問題になっていることからも、地域における見守り活動の必要性が高くなることが見込まれます。あわせて、介護を必要とする人の増加、社会保障費の増加、老老介護などによるサービス量の増加に伴い利用者の負担が増加するといったことが課題となっています。今後は、地域における見守りや認知症による行方不明者対策の必要性が高くなることが見込まれます。
- 児童福祉分野については、晩婚化や未婚化、核家族化が進行していること、出生数や多世代交流の機会が減少していることがみてとれます。また、核家族化の進行などから子育てに関する悩みを気軽に相談できる人が身近にいない状況にあります。今後は、地域における見守りや、子育て支援の必要性が高くなることが見込まれます。
- 障がい福祉分野については、親の高齢化に伴い地域で暮らし続けることができるか、災害・緊急時に支援を受けられるかについて不安を感じる人が多くなっています。また、昔よりも障がいへの理解は進んでいるという意見がある一方、依然として障がいに対する誤解や偏見は残っており、今後は障がいに対する理解促進、教育、啓発活動をさらに行っていく必要があります。
- 自然災害が頻発する近年、日常生活のみならず災害時の備えについて市民の関心が高まっています。支援を必要とする人が増加する一方で、手助けできることはしたいという思いや、地域において取り組むべきという思いが強くなっています。しかし、いざ災害が発生した場合に地域として対応できるか、関係機関との連携ができるかといった点が課題となっています。
- 地域福祉の風土については、地域活動参加への余裕がない人が増える一方で、つながりの再生を必要とする意識や各種活動への参加促進を必要とする意識の高まりがうかがえます。活動に関心を持つ人に対し、具体的に活動を始めるためのきっかけの創出が求められています。
- 地域組織の枠組みについては、自治会加入者の減少や自治会未組織地域の増加、地域コミュニティ協議会の認知度が十分に高まっていないなどの状況から、地域活動に対する理解や意義が伝わっていないことが考えられます。地域活動の周知により自治会をはじめとする各種の地域活動団体の活動を支援するとともに、各種団体の位置づけの整理や連携が課題となっています。

※孤独死…誰にも看取られることのない死。

※孤立死…孤独死のうち、比較的長時間放置された死。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

- 前計画の理念を引き継ぎ「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とします。
- 基本理念を具現化するため、地域課題を解決するための市民の主体的な取組を支援し、「ふれあい、わかりあい、支えあいのまち ながおかきょう」の実現を目指します。
- 少子高齢化や人口減少の進行、社会状況の変化が今後も予測される中、5年後、10年後、15年後の本市の将来像を「住みたい 住みつけたい」まちとし、その実現に向かうためには、市民を主役とした健康福祉の力を高めるとともに、公助との連携を構築していく必要があります。

だれもが安心して暮らせるまちづくり
～ふれあい、わかりあい、支えあいのまち ながおかきょう～



2. 基本視点

本計画では、基本理念を具現化するための各施策における共通する考え方を「基本視点」として掲げ、以下の3項目を設定します。

(1) 「自助」「互助・共助」および「公助」の役割分担と「協働」の推進

○複雑多様化する地域の様々な課題に応えていくためには、公助の充実とともに、市民と行政による新たな形の助けあい・支えあいの必要性が認識されているところです。新たな形の助けあい・支えあいのためには、「自助」「互助・共助」および「公助」の適切な役割分担のもとに、相互に補完しあいながら重層的な取組を進めていく「協働」での取組が必要です。

自助：日頃身の回りで起こる問題に対して、まず自分自身や家族の努力により解決する

（例）自分らしい生活を実現しようとする、自分のことを自分でする、自らの健康管理、市場サービスの購入・利用、相談先を知る・調べる、情報を入手する、地域活動や互助・共助活動に参加する

互助：自分自身や家族で解決できない問題に対して、親戚や隣近所、友人・知人などの地域の人が力をあわせて解決する

（例）隣近所や友人・知人の手助けや見守り、孤立する人や支援を必要としている人の把握

共助：自分自身や家族、親戚や隣近所などで解決できない問題に対して、自治会をはじめとする地域活動団体、ボランティア、NPO※、福祉関係団体など地域の組織的な力をあわせて解決する

（例）自治会やボランティアによる支援活動、当事者団体による取組、社会福祉協議会による支援活動

公助：地域で解決できない問題に対して、市（行政）や公的機関による福祉・保健の制度やサービスにより解決する

（例）児童福祉サービス、障がい福祉サービス、高齢福祉サービス、介護保険サービス、健康保健サービス

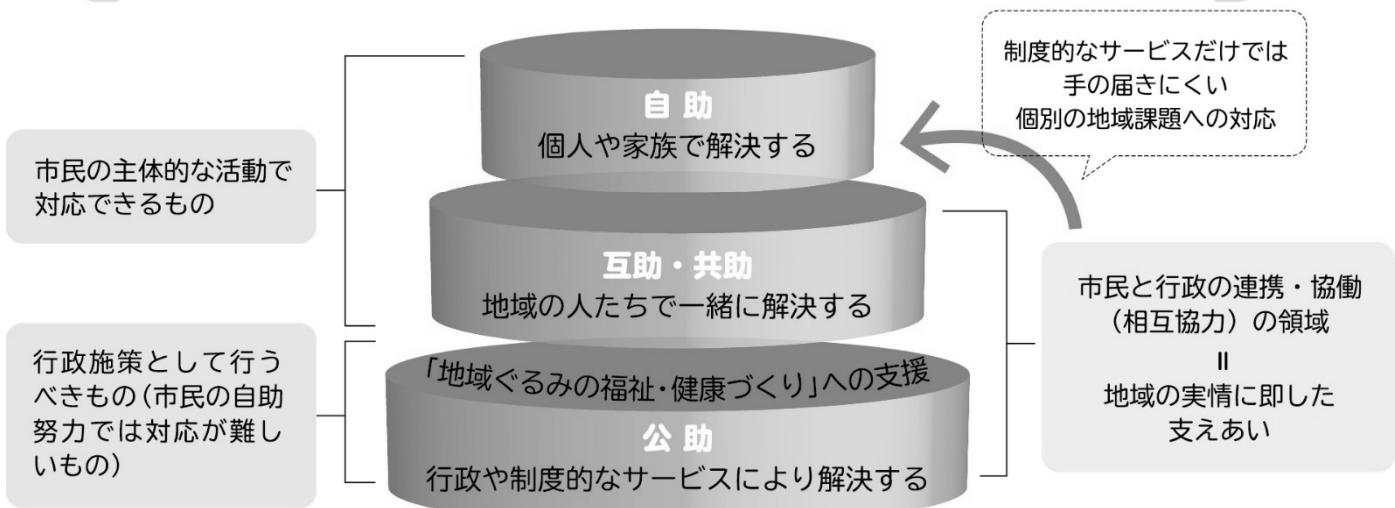
○地域福祉の主役は、その地域に暮らす市民です。

本市では、自治会、地域コミュニティ協議会などの地域単位の団体や民生委員・児童委員、多様なテーマ型のボランティア・NPO団体が、福祉課題の解決を含むまちづくりの活動を展開しています。今後より一層「互助・共助」の力を育てていくためには、このような活動が市民の主体的な参加・協力により行われることが必要不可欠なものとなります。

○行政は、「自助」「互助・共助」の重要性の理解を促すとともに、市民の「自助」「互助・共助」の取組を支援し、また「公助」で担うべきサービスを提供します。

※N P O…利益を上げることを第一の目的とせず、社会にある様々な課題（環境や福祉、まちづくり、国際交流、教育、文化、スポーツなど）を考え、その解決を組織の目的や使命に掲げて活動している民間の団体や組織のこと。

4つの「助」けあいが連携・協働する支えあいのしくみ（地域ぐるみの福祉）と健康の保持・増進（地域ぐるみの健康づくり）



(2) 多様性を認めあう、ともに支えあう地域づくり

○地域には、高齢者や子ども、障がいのある人、経済的貧困と社会的孤立を複合した「新しい今 の時代の貧しさ」といわれる生活に困窮している人（失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもりなど）や自殺に追い込まれる人など、多様な福祉課題をもつ人が生活しています。そこでの支援の関係は、特定の人が特定の人を支援する一方向のものにとどまらず、支援する人と支援される人がその時々で入れ替わり、お互いに支えあう関係が築かれることが重要です。

○お互いが多様性を認めあい、ともに支えあう地域づくりに向けて、地域に暮らすだれもが地域 福祉推進の役割を担いうるという認識を持つことが大切です。

(3) 支援を必要とする人の主体的な選択を支えるしくみづくり

○住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用が必要となったときに、必要な福祉サービスを的確かつ安心して利用できる環境を整備することが求められます。

○支援を必要とする人が、福祉サービスを主体的に選択できるよう、適切な情報を入手でき、福 祉課題に応じた相談や支援が受けられることが必要です。

○支援を必要とし、または課題を抱えている人の主体性が尊重され、自己選択と自己決定を支える福祉サービスの充実と質の向上を目指します。

3. 基本目標

基本理念である「だれもが安心して暮らせるまちづくり～ふれあい、わかりあい、支えあいのまち ながおかきょう～」の実現に向けて「人」「地域」「環境」の3つを柱とした基本目標を定め、具体的な施策を実施します。

(1) 地域を支える担い手づくり

地域において支えあいと助けあいができるしくみをつくること、またそのしくみが機能するために必要な体制をつくること、さらにその体制の中でのあたたかみのある支援関係をつくるためには、いずれの段階においても、**地域を支える担い手づくり**が必要不可欠です。

そのため、市民全体がお互いの理解を深め、活動の土壌となる**地域福祉の風土の形成**を目指します。

また、市民による主体的な支えあい・助けあいの活動が活性化するよう、**ボランティア活動等の推進**を図ります。

さらに、健康福祉に関するグループ活動や、市民同士による学習・スポーツなどを通じた身近な**社会参加・交流促進**を支援します。

(2) 支えあい・助けあいの地域づくり

地域における支えあい・助けあいの希薄化に対する危機感の高まりから、それを克服し、つながりを再構築するために、**助けあい・支えあいの地域づくり**を必要とする意識が高まっています。

そこで、支援を必要とする人に適切なサービスが結びつくよう、**相談機能、情報収集・提供機能の充実**に努めます。

また、あらゆる地域で多様な支えあいと助けあい活動が展開される、**自助、互助・共助のシステムづくりの推進**を行います。特に、前計画において提案された『地域健康福祉プラットフォーム構想』に替えて、交流と見守り活動により地域のきずなど安心の再構築を目指す新しいシステム(しくみ・体制・関係)として『きずなど安心の地域づくり応援事業(通称「きずな事業」)』を実施します。

さらに、専門的な対応と支援を必要とする人へきめ細かな支援体制が構築されるよう、市民による自助、互助・共助と**公助との連携の強化**を図ります。

(3) 豊かに暮らせる環境づくり

少子高齢化の進行に伴い、子育てが「孤育て」となる恐れや、老後の生活に不安を感じる人の増加が見込まれます。また、障がいによる暮らしづらさに悩む人や健康に不安のある人、ひとり親家庭や生活困窮者など、生活面や経済面において多様な悩みや不安を抱えた人の増加も懸念されます。一人ひとりの異なる悩みや不安、ニーズに適切に対応しながら、住み慣れた地域でだれもがこころ豊かに暮らせる環境づくりが求められます。

そのため、交通環境や生活環境、住環境、コミュニケーション環境において、あらゆる人に配慮されたユニバーサルデザイン等による福祉のまちづくりの推進に努めます。

また、各種福祉サービスの提供と充実によりここで暮らしたいと思うまち、あるいは暮らし続けることができるまちを目指して、福祉サービス・健康づくり等支援の充実を進めます。

さらに、市民が社会的かつ経済的に自立した生活を送るための基盤となる就労に対する支援の充実を図ります。

4. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、地域健康福祉を担う主体がそれぞれの特性や強みを生かした役割を發揮していくとともに、各主体による連携と協働の体制確立を重視し、効果的な推進に努めます。

(1) 市民、各種団体、ボランティア、NPOなどとの連携と協働体制の確立

- 市民、自治会をはじめとする各種の地域活動団体、ボランティア、NPO、福祉事業者などと行政が、対等な立場で協働して地域課題を解決する機能の拡充を目指します。協働による成功事例を増やすことで、互いに連携しながらそれぞれの果たすべき役割を担うパートナーシップ※の形を構築し、地域健康福祉の推進を図ります。
- 特に、地域を基盤とする市民同士の関係から生まれる「共助」は、地域コミュニティのあり方と密接な関わりがあります。そのため、自治会をはじめとする各種の地域活動団体、ボランティア、NPO、福祉関係団体などによる「共助」の取組については、地域コミュニティの活力とこれを支える住民自治体制の強化が進むよう支援します。
- 市全体としての方向性や、公助に関わる部分については、行政において市民の主体的な市民参画を得ながら、地域健康福祉を推進します。

(2) 民生委員・児童委員との連携強化

- 民生委員・児童委員は、地域において市民の相談に応じ、必要な援助を行うとともに、関係機関や行政とのパイプ役※として重要な役割を担っています。
- 近年の複雑多様化する地域課題に対し、民生委員・児童委員の活動範囲の拡大や活動量の増加、さらには対応力の高度化が期待されていることなどから、適任者の選出および民生委員・児童委員の資質の維持・向上とあわせ、活動が円滑に行われるよう、行政をはじめ関係機関が連携しながら支援を行います。

※パートナーシップ…市民や市民活動団体、事業者（企業）、行政などが、お互いに信頼のおける相手であることを認めあい、連携と協力によって生み出される相乗効果により、単独では実現困難な事業を効果的に達成するための連携協力関係のこと。

※パイプ役…2者の間を取り持つ人や組織。

(3) 社会福祉協議会との連携強化

- 社会福祉協議会を本市における地域健康福祉を推進する中心的団体として位置づけ、その機能が十分に発揮できるよう連携体制をとり、組織の充実・強化を支援します。
- 社会福祉協議会が管理運営している総合生活支援センターにおいて取り組む、高齢者や障がい者などに対する総合的な相談支援や情報提供、権利擁護事業、地域活動やボランティア活動の支援などについて、周知や機能強化への支援を行います。
- 本計画と社会福祉協議会が平成27年度に策定する「長岡京市社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画」との整合を図り、地域健康福祉に関する取組を推進します。

(4) 行政内の連携による推進力強化

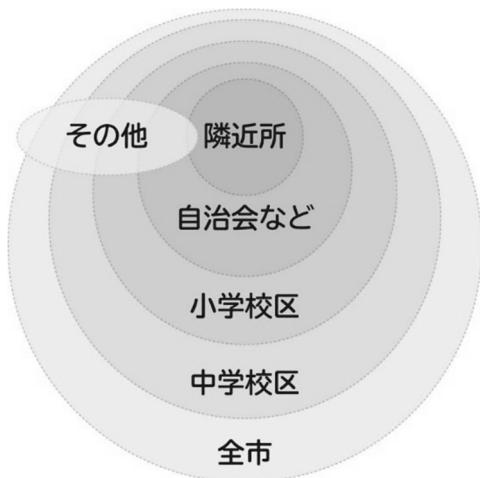
- 本計画の策定・運用により、施策の総合的な展開に努め、定期的に実施状況の振り返りを行うとともに、評価と今後の見通しを検証することで、地域健康福祉計画を実行性のあるものとしてていきます。
- 全市的な取組によって地域健康福祉を推進するため、関係各課との連携による推進体制の強化を図ります。

5. 地域の範囲の捉え方

地域健康福祉を効果的に進めていくためには、市全体で取り組むこと、各学校区・各自治会などで取り組むこと、より身近な場所で取り組むことなど、重層的な推進体制が必要です。

そのため、人口規模・地理的条件などから「隣近所」を最小単位として6層構造の圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能・体制を整備するとともに互いに連携・補完しながら、地域健康福祉の計画的・効果的な推進を図ります。

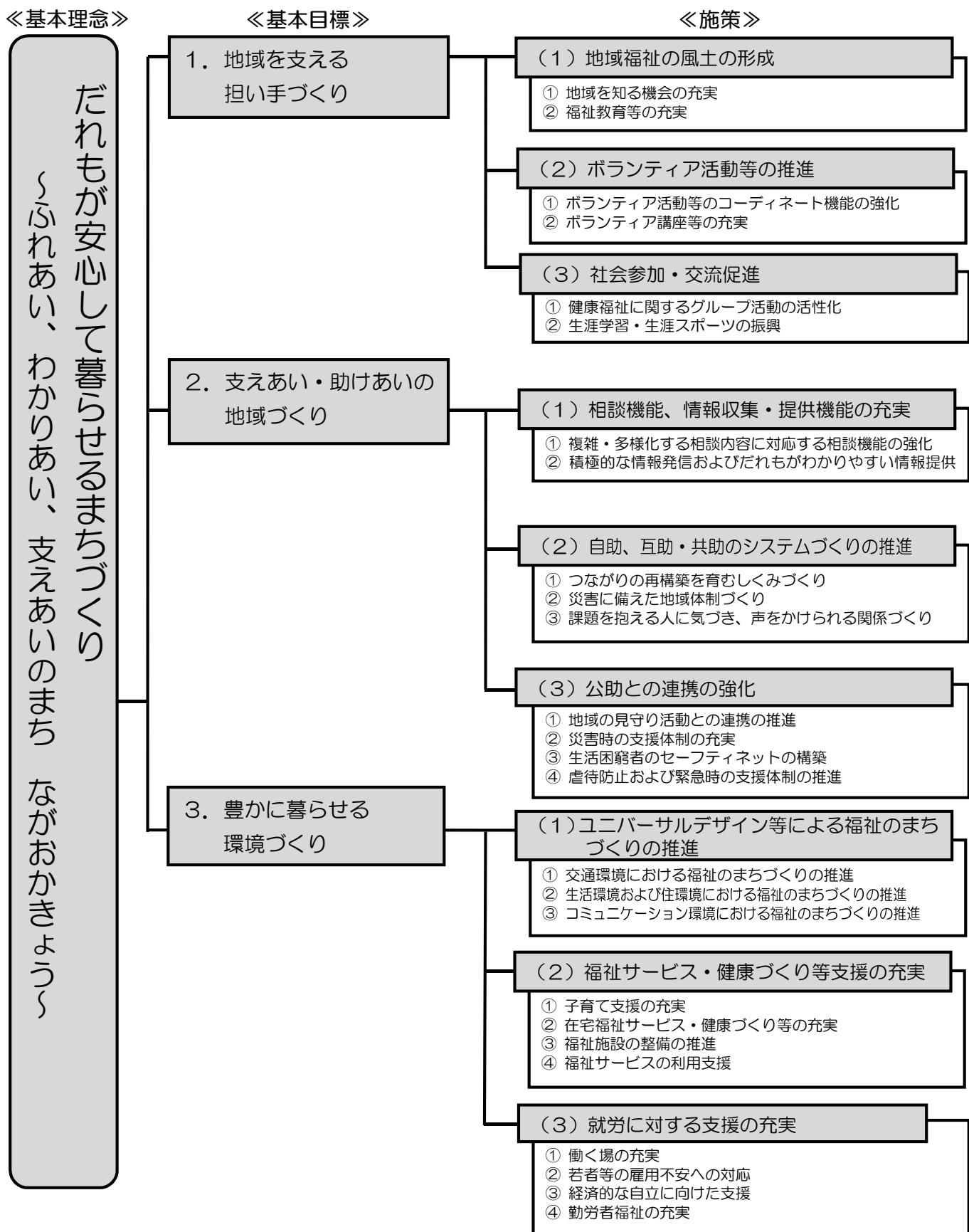
なお、これらの圏域は、一人ひとりが行う社会生活のための行動範囲（生活圏）とは必ずしも一致しないため、生活者の視点で地域の範囲を捉え、各施策を展開することが必要です。



- ①隣近所（もっとも身近な単位）・・・顔の見える隣人関係の圏域です。「遠くの親戚より近くの他人」といわれるよう、災害時などいざというときもっとも頼りになる存在として、日頃からの「向こう三軒両隣」の付き合いが大切です。
- ②自治会など・・・現在57の自治会があり、町内会がある区域、自治会などが組織されていない区域もあります。自治会などの圏域ごとに、民生委員・児童委員をはじめとする地域活動を担う各種の委員が選出され、子供会や老人会、自主防災会が組織されるなど、それ各自由の創意工夫で、魅力と個性ある地域健康福祉活動に取り組むことが可能な圏域です。
- ③小学校区・・・10の小学校区ごとにPTA活動や地域における子どもの見守り活動、総合型地域スポーツクラブ（現在6か所）や地域コミュニティ協議会（現在5か所）があり、地域コミュニティの再構築や災害対策、地域健康福祉力の向上など、市民と行政が協働で地域づくりに取り組みやすい圏域です。
- ④中学校区・・・4つの中学校区ごとに地域包括支援センター、地域子育て支援拠点などが設置され、専門性の高い地域健康福祉活動が展開される圏域です。
- ⑤全市・・・均一な公的福祉サービス・保健サービスの提供を目指すとともに、民生児童委員協議会や社会福祉協議会の取組など、専門的・総合的・広域的な地域健康福祉活動が展開される圏域です。
- ⑥その他・・・職域や趣味、境遇、使命などを同じくするグループなどが、特定の圏域に限定せず地域健康福祉活動を展開する場合を想定しています。

※総合型地域スポーツクラブ…人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、①子どもから高齢者まで（多世代）、②様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、③初心者から上級者まで、それぞれの志向・レベルにあわせて参加できる（多志向）、という特徴をもち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

6. 施策体系



7. 地域健康福祉推進のための新たな方策

前計画において提案されていた『地域健康福祉プラットフォーム構想』は前計画終了時の将来像を実現するための方策を示した構想として、13年間の計画期間にわたり、達成に向けた基盤づくりを進めてきました。

そのひとつとして、市全域または一部の地域において、福祉課題を含んだ限定的なプラットフォームとして配食活動およびふれあいの居場所づくりが展開され、地域福祉が推進されました。

また、福祉なんでも相談、地域包括支援センター（高齢者）、障がい者相談支援事業所、地域子育て支援拠点などの総合相談窓口が整備され、個別支援が推進されました。

これらにより、社会課題の解決は社会全体で解決する、または個別支援の充実の方向で進んできましたが、一方で、地域で地域を見守り支えあう力や、地域で課題を解決する力の弱まりが危惧されています。

これから約15年間は、これまで培ってきた基盤を踏まえ、さらに「地域健康福祉力の弱体化を防ぐ」という大きな理念については継承しつつ、地域課題を地域レベルで解決するための地域支援の充実に向けて大きく方向転換する必要があります。

そこで、交流と見守り活動により地域のきずなの再構築と安心できる地域づくりを目指す新しいシステム（しくみ・体制・関係）として『きずなと安心の地域づくり応援事業（通称「きずな事業」）』を新たな方策とし、地域健康福祉の推進を図ります。

（1）『きずなと安心の地域づくり応援事業』の内容

本事業のミッション※・目的は、地域の互助・共助の再構築です。事業実施のために、特定の拠点・場所は必要としません。

小学校区単位の連携組織を核にして、既存の組織の活性化を図る観点により、小学校区全体の地域福祉のコーディネート※を行います。市民が自ら活動できる体制をつくるために、コーディネート役となる人を配置します。

地域で課題解決できる力をつけるための地域体制づくりの支援（地域支援）をし、その成果から、課題を抱える個人の生活を支援（個別支援）するアプローチ方法により、取組を進めます。

小学校区単位または取組内容によってはより小さな単位で、地域の互助・共助を再構築する活動を開いています。身近な場所で多世代の人々が交流する機会をつくり、地域福祉活動の横断的なつながりをつくる交流と見守り活動を通じて地域をまとめていきます。

具体的には、例えば空き地を活用したラジオ体操、歩いて行けるところでのおしゃべりの場づくり等、地域で必要とされてすぐに始められる活動が考えられます。

※ミッション…任務、与えられた使命のこと。

※コーディネート…物事を調整すること。間に立ってまとめること。

(2) コーディネート役となる人の活動内容

- 集める……地域健康福祉に関する情報を収集し、整理します。
- 知らせる……地域健康福祉に関する情報の提供、イベントなどを広報します。
- 高める……市民参加による学びの場や対話・交流で地域健康福祉の意識を啓発します。
- 刺激する……市民主体による地域課題の洗い出しと整理を促し、課題を共有します。
- しかける……交流と見守り活動の連動による解決策を提案します。
- 創る……市民主体による地域課題の解決策の実践、活動を生み出します。
- まとめる……交流と見守り活動を通じて地域をまとめています。

(3) 地域の将来像

- 地域におけるインフォーマル※な活動が活性化され、できるだけ公費に頼らない互助・共助による取組ができます。
- 既存の制度では対応が困難な福祉ニーズに対応するための地域サービスが創出されています。
- 地域における社会資源の開拓や地域人材の育成が進んでいます。
- 複数機関の連携による支援や官民協働での支援が進んでいます。

(4) 行政の推進体制

地域課題は市民生活そのものであるため多岐にわたります。そのため、その課題を地域で解決するためには地域支援を行う関係部署と社会福祉協議会が課題を共有し、連携していくことが重要です。

関係職員とコーディネート役となる人の協議の場をつくり、地域課題の洗い出しと整理、課題を共有するとともに、地域への働きかけの最良の方法を探ります。

※インフォーマル…法律・制度に基づいて行われる公的なもの意外を指し、NPO やボランティアグループが行う活動（有料・無料に関わらない）だけでなく、家族・親戚・近隣の人の力も含まれる。

第3章 施策内容

1. 地域を支える担い手づくり

市民による「互助・共助」の力を育てていくため、地域活動やボランティア活動の担い手の育成・確保を図るとともに、市民に対して福祉への理解と協力を求めることで、活動の土壌となる地域福祉の風土を育みます。

(1) 地域福祉の風土の形成

めざすべき姿

身近な地域の課題に対してだれもが関心を持ち、自分のできることから支えあい・助けあいの活動に参加している環境があります。

現状と課題

「社会福祉大会」「人権を考えるつどい」「障がい者児の人権を考える市民のひろば」などを通じて、市民だれもが人権について学び、考えることができる機会を設けています。また、平成26年度には本計画の策定にあたり、全小学校区において住民懇談会を実施しました。

地域福祉の風土を形成するためには、交流を通じて市民同士が理解する機会や様々な人権について考える機会などを設けることが重要です。今後も引き続き、市全体や小学校区などの多様な規模での交流や福祉体験活動を通じて、お互いを理解し尊重しあう心を育む場を提供し福祉に対する意識を醸成していく必要があります。

施 策 の 内 容

① 地域を知る機会の充実

「社会福祉大会」や総合型地域スポーツクラブでのイベントなど、多くの市民が交流しあわいを知る機会を設けるとともに、様々な人が参加できるよう働きかけ方や実施方法を工夫します。このような取組を通して、課題を抱えている人の存在や地域が抱えている課題などに気づくことにつなげます。

また、小学校区ごとの住民懇談会など、身近な地域で市民同士が課題を共有する機会の充実にも努めます。

主 な 事 業

主な事業として掲載しているものの中で、★で記しているものについては「長岡京市第4次総合計画 第1期 基本計画 前期実施計画」として位置づけられているものです。(○は実施計画以外の事業。以下同様。)

- ★総合型地域スポーツクラブ推進事業
- 社会福祉大会等開催事業

② 福祉教育等の充実

福祉教育は一人ひとりそれぞれの考え方、生き方を尊重する人権教育に根ざした教育活動です。障がいのある人や高齢者、子ども、女性などをめぐる様々な人権問題だけでなく、近年では、経済的貧困と社会的孤立を複合した「新しい今の時代の貧しさ」として生活が困窮している人や自殺に追い込まれる人などの問題も深刻化しています。社会情勢が変化していく中、これらの様々な人権問題について学び、課題解決に向けて考える機会を設けます。

学校教育においては、人権・福祉に関する体験学習や特別支援学級、特別支援学校との交流を実施して、子どもの頃から福祉に関する意識を育む教育の充実を図ります。

また、子ども一人ひとりの教育ニーズに配慮して、子どもたちの学びの充実や集団への適応を図るために、「通級指導教室※」の拡充を図ります。

主 な 事 業

- ★障がい者児の人権を考える市民のひろばの開催（障がい者の社会参加促進事業）
- 人権を考えるつどい（人権啓発イベント開催事業）
- 特別支援教育に係る地域社会交流事業補助（小中学校就学援助支援事業）

※通級指導教室…障がいのある子どもたちが通常学級に在籍しながら、一部の時間に別教室で、障がいの状況に応じた特別な授業を受けること。

(2) ボランティア活動等の推進

めざすべき姿

地域においてボランティア活動などの市民による主体的な支えあい・助けあいの活動が活性化しており、支援をする側、必要とする側双方の生活が充実しています。

現状と課題

総合生活支援センターにあるボランティアセンターや生涯学習団体交流室、市民活動サポートセンターが協議・連携を行いながら、それぞれの役割を明確化し、市民の主体的な活動に対する支援体制の構築を図ってきました。

今後は、新たな担い手を創出していくために、ボランティア活動などに関心がありながら具体的な行動に結びついていない人を行動に結びつける働きかけや、個人の持つ知識や経験を活動に活かしていくための方策が求められます。

施策の内容

① ボランティア活動等のコーディネート機能の強化

ボランティア活動などの市民による主体的な活動を推進するため、総合生活支援センターにあるボランティアセンター、生涯学習団体交流室、市民活動サポートセンターなどが連携を図り、市民ニーズに応じてそれぞれ特徴を活かした支援を行います。

今後はさらに、地域で活躍する人や団体の情報収集を進めるとともに情報発信を強化することで、支援を必要とすること（人）と支援できること（人）とのマッチング*とコーディネート*機能の強化を図ります。

主な事業

- ★市民活動サポートセンター管理運営事業
- ボランティアセンター運営支援事業（総合生活支援センター管理運営事業）
- 生涯学習団体交流室運営（推進組織支援事業）

*マッチング…お互いの条件にあわせて結びつけること。

*コーディネート…物事を調整すること。間に立ってまとめること。

② ボランティア講座等の充実

子育て支援や本の読みきかせのボランティア、手話通訳や要約筆記など、地域課題に即した各種ボランティア講座を開催します。また、新しく活動を始めようとする人を増やすため、ニーズに応じた講座を開催するとともに、情報提供や開催方法などにおいて参加しやすくするために工夫します。

講座の実施にあたっては、受講後に活動の場があることを前提とした実践的な内容とし、学習の成果を生かすしきみづくりを進めます。

主な事業

- 手話・要約筆記者養成講座（障がい者の意思疎通支援の促進事業）
- 子育てボランティア養成講座（学習ボランティア養成・支援事業）
- 読書ボランティアの育成（文庫連絡会補助事業）

(3) 社会参加・交流促進

めざすべき姿

市民一人ひとりにあった生きがいや健康づくりの活動が活発に行われ、社会参加と交流によるいきいきとした生活が営まれています。

現状と課題

市民の健康福祉に関するグループ活動に対して、財政支援や立ち上げ・運営支援など、活動の継続・活性化を支援してきました。一方、6つの小学校区において総合型地域スポーツクラブが創設されたことや、中央生涯学習センターなどの整備を進めてきたことにより、生涯スポーツと生涯学習における活動支援を行ってきました。

今後は、様々な地域のニーズに沿った活動テーマで学習機会を充実させることが求められます。生きがいや健康づくり活動を活性化させることで、市民の社会参加と交流が促進され、ひいては参加者の中から次の担い手を育てるという担い手づくりの循環を継続させていくことが課題です。

施策の内容

① 健康福祉に関するグループ活動の活性化

ボランティア活動を含む、NPO・サークルなどの健康福祉に関する団体に対し、活動に関する財政支援や立ち上げ・運営支援など、活動の継続・活性化に向けた支援を行います。

主な事業

★社会福祉活動実施団体助成（地域福祉活動団体支援事業）

★障がい者社会参加・自立支援促進事業補助（障がい者の社会参加促進事業）

② 生涯学習・生涯スポーツの振興

地域において、障がいのある人や高齢者、子どもなどを含む、だれもが参加しやすい生涯学習事業や生涯スポーツ事業を実施することで、市民の交流機会、生きがいや健康づくり、子どもの健全育成などを図ります。また、社会参加と交流を通じて社会的課題や地域課題に対する問題意識を高められるよう、様々な活動テーマや交流の場づくりを進め、生涯を通じて学び続けられる機会の充実に努めます。

主な事業

★文化活動推進・支援事業

★スポーツ交流推進事業

○生涯学習相談員による生涯学習活動への相談・支援（推進組織支援事業）

2. 支えあい・助けあいの地域づくり

支援を必要とする人に対して相談先などの情報が行き届き、相談しやすい環境を整えます。また、「互助・共助」という地域における支えあい・助けあいのシステム（しくみ、体制、関係）の構築を進めます。さらに「自助」「互助・共助」との補完が進められるよう、「公助」との連携を強化します。

（1）相談機能、情報収集・提供機能の充実

めざすべき姿

だれもが相談しやすく、必要とする情報が手に入る環境があり、支援を必要とする人に適切なサービスが結びつくしくみが整っています。

現状と課題

市民の身近な生活上の悩みや問題に対応するために、各種相談窓口を設置し、気軽に相談できる体制の整備を進めています。中でも、福祉なんでも相談室は、市民が抱える福祉全般に関する課題を整理し、解決の方法と一緒に考えるとともに、解決に向けて適切な行政部署や多様な専門機関へつなぐ役割を担っています。

複雑・多様化する市民の福祉的な課題や地域のニーズに対応するために、福祉なんでも相談室をはじめ、地域包括支援センター（高齢者）、障がい者相談支援事業所、地域子育て支援拠点、隣保館など、様々な地域福祉推進のための活動拠点が相互に連携しながら、相談機能の充実・強化を図る必要があります。

情報提供体制については、支援を必要とする人に必要な情報が行き届くよう、広報紙やホームページ、SNS^{*}などにより、積極的な情報発信を行っています。

今後は、情報の入手に課題がある人に配慮された情報提供方法の工夫や、対象に応じて様々な媒体を使い分けた情報発信が求められます。

*SNS…ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、フェイスブックやツイッターなど様々な社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス。

施 策 の 内 容

① 複雑・多様化する相談内容に対応する相談機能の強化

相談に対応する各機関の役割や機能について一層の周知を図り、いざというときにどこに相談すればよいかがわかるなど、安心して相談できる環境を整えます。

また、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの各福祉分野の専門相談については、電話、来所、訪問、同行支援など必要に応じて様々な形態で実施し具体的な解決につなげるとともに、制度の狭間にある課題や支援につながりにくい潜在的なニーズの把握に努めます。

さらに、福祉なんでも相談室や総合生活支援センターなどの総合相談窓口において、福祉全般に関する相談や、暮らしに関する情報提供などを行います。各福祉分野の相談機関との連携を図りながら、市民の複雑・多様化する相談内容へ対応できるよう相談機能の充実を図ります。

主 な 事 業

★福祉なんでも相談事業

★家庭児童相談室による相談（児童虐待防止事業）

★障がい者相談員による相談（障がい者地域相談支援事業）

★教育相談（「育ち」と「学び」の支援体制整備）

○総合生活支援センターによる総合相談（総合生活支援センター管理運営事業）

○地域包括支援センターによる相談

（地域包括ケアシステム運営事業〈地域包括支援センター運営事業委託〉）

② 積極的な情報発信およびだれもがわかりやすい情報提供

支援を必要とする人に必要な情報が行き届き、適切なサービス利用につながるよう、広報紙やホームページ、SNSなどにより積極的な情報発信を行います。

また、情報提供の方法は、その情報を必要とする市民に応じて情報が伝わりやすい媒体や方法を選択するなどの工夫を行います。

さらに、ホームページの音声読み上げソフトへの対応や多言語化、各種情報媒体の点字化を進めるとともに、文字の大きさや色分け・レイアウトなどの工夫により、視覚で捉えやすくすることで、だれもがわかりやすい情報の提供に努めます。

主 な 事 業

○広報紙、ホームページなどによる情報発信（広報紙等発行事業）

○情報媒体の点字化、ホームページの音声読み上げソフト対応・多言語化

（障がい者の意思疎通支援の促進事業）

(2) 自助、互助・共助のシステムづくりの推進

めざすべき姿

市民全体が「自助」「互助・共助」の重要性について認識し、市内のあちらこちらで声かけや見守り、防災など、地域における多様な支えあい・助けあいの活動が展開され、だれもが地域とつながって暮らせるシステム（しくみ、体制、関係）ができます。

現状と課題

自らが自分らしい生活を実現しようとする「自助」に対し、これを地域で支えあう「互助・共助」が「自助」の補完機能を果たしていますが、地域との関係性の希薄化により孤立し、生活上のSOSを地域で握しにくい人がいます。

現在5つの小学校区で地域コミュニティ協議会が設置され、また57の自治会が組織されているなど地域に根差した市民主体の活動が行われていますが、地域のつながりは以前に比べて全体的に弱くなっています。

今後は、小学校区や自治会などそれぞれの地域の特徴に沿い、特性を活かして「互助・共助」の取組を推進していくことが大切です。そのために、「互助・共助」の必要性と重要性について市民の理解・認識が進むよう働きかけるとともに、市民による主体的な活動を支援していくことが求められます。

施 策 の 内 容

① つながりの再構築を育むしくみづくり

自治会や子供会、老人会、自主防災会、民生委員・児童委員などそれぞれの地域における活動を通じた交流と見守り活動は、地域の絆を強めます。それらの活動に対し、ニーズの把握を行いながら、組織の立ち上げや運営支援など、活動の継続・活性化に向けた支援を行います。

また、小学校区単位での「互助・共助」を支えるしくみづくりに向け、市民が主体となり、地域団体との連携を強化することにより、つながりの再構築と地域コミュニティの強化を目指します。

さらに、2025年に団塊の世代が後期高齢者となることに伴う介護ニーズの増大および介護に携わる人材の不足を見据え、地域に暮らす高齢者の生活を地域で支えることができるよう、新たなサービスの創出に向けて検討していきます。

主 な 事 業

- ★きずなと安心の地域づくり応援事業
- ★地域コミュニティ協議会などの設立・運営支援
(地域コミュニティ活性化事業)
- ★自治会の設立・運営支援
(自治会活動支援事業、自治会未組織地域における住民自治活動の支援事業)
- ★自主防災会の設立・運営支援 (自主防災組織強化事業)
- ★青少年健全育成推進協議会の運営支援 (地域見守り活動の推進)

② 災害に備えた地域体制づくり

日常生活での福祉支援のみならず、災害などの緊急時において、まずは自分自身による備えと身近な地域の市民同士の支えあい・助けあいができるよう備えることが重要です。そのためには、緊急医療情報『命のカプセル』の普及や防災に関する講演会などの開催、災害時の助けあい制度の浸透を図ることで、市民同士の協力体制の必要性と重要性について理解・認識が深まるよう努めます。

また、自主防災組織に対する財政支援や立ち上げ・運営支援を行うとともに、市民参画による市防災訓練の実施や小学校区単位の連携組織による自主的な防災訓練の実施支援を行うことで、地域体制づくりへの支援を行います。

主 な 事 業

- ★災害時要配慮者支援体制づくり
- ★自主防災会の設立・運営支援 (自主防災組織強化事業)【再掲】
- ★地域の自主的な防災訓練の支援 (防災訓練等実施事業)

③ 課題を抱える人に気づき、声をかけられる関係づくり

地域には、軽度認知症や発達障がい、DV（ドメスティック・バイオレンス）※、虐待、自殺願望、生活困窮など、様々な福祉的な課題を抱えた人が生活しています。ゲートキーパー※や認知症サポーター※の養成、認知症の人を見守る「おでかけあんしん見守り事業」の普及などにより、普段とは違う様子や些細な変化から課題を抱える人に気づき、声をかけられる関係や課題を深刻化させない地域づくりを進めます。

主な事業

★認知症サポーターの養成、おでかけあんしん見守り事業

（認知症施策総合推進事業）

○ゲートキーパーの養成（自殺対策事業）

※DV（ドメスティック・バイオレンス）…配偶者や恋人など、親密な関係にある（あった）者の間での暴力。

※ゲートキーパー…自殺などに思い悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人。

※認知症サポーター…認知症を正しく理解し、認知症の人や家族をあたたかく見守る応援者となるため「認知症サポーター養成講座」を受けた人。

(3) 公助との連携の強化

めざすべき姿

市民一人ひとりによる「自助」および地域の支えあい・助けあい活動による「互助・共助」とともに、市行政でしか担えない役割と責任による「公助」とが連携することにより、日常的な見守り体制のみならず、被災者や、生活困窮者、虐待、DVなど専門的な対応と支援を必要とする人たちへの支援体制が適切に機能しています。

現状と課題

災害時に一人で避難することが困難な人への支援体制を整備するため、地域での平時からの見守りと災害時の助けあいを進める制度の運用に取り組んでいます。

また、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業などの実施や、高齢者や子ども、障がい者への虐待防止のための取組など、複雑・多様な課題を抱える市民に対する支援体制の構築を図っています。

今後は、日常的な見守り活動や災害への備え、生活困窮者対策、虐待の未然防止および発生時の対応などにおいて、「自助」および「互助・共助」と「公助」の連携により、地域全体におけるきめ細かな支援体制の構築を図り、制度だけでは対応が困難な福祉ニーズにも対応していくことが重要です。

施 策 の 内 容

① 地域の見守り活動との連携の推進

平成28年度からモデル事業として「きずなと安心の地域づくり応援事業（通称「きずな事業」）」に取り組みます。

本事業では、小学校区を単位とする連携組織を核に地域支援を行う福祉の専門員（コーディネート役）を配置することで、自治会や子供会、老人会、自主防災会、民生委員・児童委員などが行う既存の交流と見守り活動との連携に加え、交流と見守り活動が市全体にくまなく広がるよう働きかけを一層推進します。それにより、地域の特徴に即し、特性を生かした見守りの体制の構築を図るとともに、自治会加入者の減少や自治会未組織地域の増加といった課題解決の一助となるよう、地域コミュニティの活性化を目指します。

また、地域での解決が困難で専門的な対応が必要な場合には、適切な相談先へ早めにつなぐことができるよう、地域包括支援センター（高齢者）、障がい者相談支援事業所、地域子育て支援拠点などの各種福祉の専門相談との連携を強化します。

主 な 事 業

- ★きずなと安心の地域づくり応援事業【再掲】
- ★地域コミュニティ協議会などの設立・運営支援
(地域コミュニティ活性化事業)【再掲】
- ★自治会の設立・運営支援
(自治会活動支援事業、自治会未組織地域における住民自治活動の支援事業)【再掲】

② 災害時の支援体制の充実

災害時に一人で避難することが困難な人を地域で平時から見守り、災害時の助け合いを進める制度の周知と浸透を図ることで、災害対策基本法における避難行動要支援者名簿（本市における「災害時要配慮者名簿」）の整備と精度の向上を進めます。あわせて、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などとのさらなる連携強化を図ることで、避難の際に手助けしてくれる地域の人（避難支援者）の登録の促進に取り組みます。

また、発災時の支援体制の充実に向け、防災用の備蓄物資などの整備や避難所での生活が、高齢者や障がい者、子ども、女性などにも配慮されたものとなるよう、関連施策の企画段階から十分な検討を進めます。

主な事業

- ★災害時要配慮者支援体制づくり【再掲】
- ★防災情報伝達手段の整備事業
- ★避難所機能及び防災備蓄物資等の充実
- ★障がい者へ災害時の避難情報などを発信
(障がい者の安心・安全な支援体制の充実事業)

③ 生活困窮者のセーフティネットの構築

第3のセーフティネット^{*}である生活保護制度の適正な運用を図るとともに、第2のセーフティネットとして、生活保護に至る前段階にある生活に困窮している人（失業者、多重債務者、ホームレス、ニート^{**}、引きこもりなど）に対する自立支援施策の強化を図ります。生活困窮を経済的貧困と社会的孤立を複合した「新しい今の時代の貧しさ」として捉え、生活困窮者が制度の狭間に陥らないように、生活困窮者自立支援制度に基づく自立支援を行います。

生活困窮者の経済的貧困と社会的孤立からの脱却、貧困の連鎖の防止の観点から、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止めるとともに、社会参加と就労、子どもの学習支援を適切に支援し、経済的自立と生活向上を目指します。

また、生活困窮者の早期把握・早期発見のために、地域の見守り活動の推進や福祉サービス提供事業者や民生委員・児童委員、自治会などの関係機関・団体との連携に努めます。

主な事業

- ★生活困窮者自立支援事業
- ★生活の保護・自立促進事業

*セーフティネット… 転落防止ネット。転じて、社会的な安全網や安全策のことを指し、生活保護制度や雇用保険などの社会保障制度を指すことが多い。

**ニート…Not in Education, Employment or Training の略。就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない状態や人を意味する。

④ 虐待防止および緊急時の支援体制の推進

高齢者や子ども、障がい者への虐待やDVを防止するとともに、これらの被害者やその家族を支援するために、関係部署や京都府家庭支援総合センターをはじめとする関係機関などがネットワークを組み、会議の開催、情報共有や対策の検討などを定期的に行うことで、平時からの連携体制の充実を図ります。

これらの連携体制を基盤として、虐待やDVにより身の危険がある場合において、緊急時の対応力を高めます。

主な事業

- ★女性の相談室事業
- ★家庭児童相談室による相談（児童虐待防止事業）【再掲】
- 障がい者虐待一時保護委託事業（障がい者地域相談支援事業）
- 地域包括支援センターによる相談
(地域包括ケアシステム運営事業<地域包括支援センター運営事業委託>)【再掲】

3. 豊かに暮らせる環境づくり

だれもが安全・安心に暮らすことができるよう生活環境の整備を進めるとともに、健康づくりや福祉サービスの充実に努めます。また、市民の自立した生活の基盤となる多様な就労機会の確保や勤労者福祉の充実を図ります。

(1) ユニバーサルデザイン等による福祉のまちづくりの推進

めざすべき姿

だれもが交通・生活・住環境において安全・安心に暮らすことができる環境が整っています。

現状と課題

道路空間の安全性と快適性の向上のため、だれもが安全で安心な歩行空間の確保を目指し、歩道整備やバリアフリー化を実施しています。また、生活環境においては「京都府福祉のまちづくり条例」の基準に基づき、建物の整備改良を行うよう要請を行っています。

今後は、引き続き交通や生活、住環境においてバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、コミュニケーションにおける障壁を取り除き、多様なコミュニケーションの手段を保障することが重要です。

施策の内容

① 交通環境における福祉のまちづくりの推進

市民の安全・安心な歩行空間の確保を目指し、歩道の整備やバリアフリー化を進めます。

また、コミュニティバス*の運行、ノンステップバス*の導入促進などにより、市内の交通が不便な地域の解消や、だれもが出かけやすい交通環境の整備、交通手段の確保に努めます。

主な事業

★阪急長岡天神駅周辺整備事業、長岡京駅前線整備事業

★歩きやすい空間づくりのための歩道整備

(道路リフレッシュ、交通安全施設整備事業)

★ノンステップバスの導入促進(地域公共交通ビジョンの推進)

② 生活環境および住環境における福祉のまちづくりの推進

市民の安全・快適な暮らしの実現を目指し、「京都府福祉のまちづくり条例」の基準に基づき、公共施設や民間施設の整備改良の働きかけを行います。また、誰もが使いやすい市役所庁舎の建替えや市営住宅の改修、市民の交流・日常の憩いの場としての公園緑地の整備など、安全で快適な生活環境および住環境の確保に努めます。

主な事業

★誰もが使いやすく、交流の場となる市庁舎の建替え

(市役所建替及び周辺整備事業)

★高齢者に対応した市営住宅の改修(市営住宅の計画修繕事業)

○「京都府福祉のまちづくり条例」に基づく整備改良の働きかけ
(都市計画の維持推進事業)

○公園のバリアフリー化(都市公園等の維持管理事業)

*コミュニティバス…公共交通空白(不便)地域において、高齢者などの外出を支援および促進することで、地域の活性化と市民福祉の向上を図るため、市内を循環するバス。

*ノンステップバス…低床(ていしょう)バスの一つ。床面を歩道の高さまで低くし、段差なしで乗降できるようにしたバス。

③ コミュニケーション環境における福祉のまちづくりの推進

年齢や障がいの有無、母国語の違いなどに関わらず、日常生活において必要な情報が行き届き、意思疎通が可能となる環境づくりを進めます。

だれもが自らの意思を伝えることができるよう、筆談、要約筆記、手話、平易な言葉など、多様な意思疎通の手段の普及を図ります。

また、視覚や聴覚に障がいのある人との意思疎通を支援するために、要約筆記奉仕員や登録手話通訳者の養成および派遣、磁気ループの活用などを行います。

市の窓口対応においても、職員の対応力向上のための研修や手話通訳の資格を持った職員配置などを行い、更なる質の向上に努めます。

主な事業

★登録手話通訳者・要約筆記奉仕員養成、派遣（福祉支援者の人材確保事業）

○手話のできる職員の配置（人事管理事業）

(2) 福祉サービス・健康づくり等支援の充実

めざすべき姿

住み慣れた地域において安心して暮らし続けることができるよう、福祉サービスや健康づくりなどが充実し、市民に広く周知されています。

現状と課題

「長岡京市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」「長岡京市障がい福祉計画」、「長岡京市子ども・子育て支援事業計画」「長岡京市健康増進計画」などの各分野における個別計画に基づく福祉サービス・健康づくりなどの充実に努めています。

今後も、少子高齢化の進行に伴う子育てや介護サービスなどのニーズの高まりに対応した各種サービスの提供とその充実に努めます。また、何らかの支援を必要とする人が、質の高いサービスなどを自ら安心して選択し、利用できるしくみを整備することが求められます。

施策の内容

① 子育て支援の充実

地域において安心して子育てができるよう、また、子育てに関する悩みや不安を抱え込まないよう、子育て支援の充実を図ります。

児童館での子どもの居場所づくりなど、地域において親子で気軽に参加できる交流や情報交換、相談や学習などの場づくりを支援します。

また家庭・地域・学校・行政が連携し、地域における見守りや預かりなどの活動を支援することで、地域全体で地域に住む子どもや子育て世帯を見守り、ともに育てる環境づくりを進めます。

主な事業

- ★地域子育て支援拠点の充実事業
- ★妊娠期から子育て期までの相談支援（長岡京子育てコンシェルジュ事業）
- ★育児支援家庭訪問事業
- ★放課後児童クラブ育成事業
- ★児童館子どもの居場所づくり事業

②在宅福祉サービス・健康づくり等の充実

高齢者、障がい者、子ども・子育て、健康づくりの各分野における個別計画に基づき、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅福祉サービスや健康づくりなどの充実を図ります。

主な事業

- 日中一時支援事業（障がい者サービス利用支援事業）
- 在宅の要介護者に対する介護サービス・生活支援サービスの充実
(高齢者在宅生活支援事業)
- 出前「転ばぬ先のからだづくり教室」の開催
(地域リハビリテーション事業)

③ 福祉施設の整備の推進

市民の福祉ニーズに対応できるよう、民間事業者などの多様な事業者の参入促進や連携を図りながら、福祉施設の整備・充実を図ります。また、福祉施設が持つ機能を効果的に地域に開放し、市民と密着した施設の運営を目指します。特に、地域福祉センターきりしま苑については、本市の地域福祉活動の拠点としての機能をさらに高め、市民の健康の維持や生きがいづくり、交流活動を推進します。

今後、福祉施策の動向と福祉ニーズの変化を踏まえつつ、入所サービスを含む各種福祉施設の機能や在り方を検討していきます。

主な事業

- ★公立保育所耐震化・改修工事（保育所施設整備事業）
- ★共生型福祉施設構想の策定
- ★民間心身障がい者福祉施設整備費補助（障がい者福祉施設運営等支援事業）
- 地域福祉センターきりしま苑管理運営（地域福祉センター管理運営事業）

④ 福祉サービスの利用支援

支援を必要としている人が、福祉サービスを的確かつ安心して利用できるよう、利用者の立場に立った利用支援を行うことが重要です。

福祉サービスの利用に関する意見や苦情に対しは、各サービス事業所や市が公平・公正に対応し、苦情内容の解決と福祉サービスの質の確保に努めます。

また、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に対する支援として、社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）や地域包括支援センターおよび乙訓障がい者基幹相談支援センターとの連携を図りながら、成年後見制度の周知・啓発に努め、制度の利用促進を図ります。

今後さらに、地域における総合的な権利擁護支援体制の構築に向けて、中核的機能を担う社会福祉協議会の成年後見制度への取組などに対して支援を行います。

主な事業

○成年後見制度利用支援事業

(3) 就労に対する支援の充実

めざすべき姿

地域の中で社会的かつ経済的に自立した生活を送る基盤となる就労の機会がより多くの人に開かれ、個々のニーズや適性に応じた就労支援が福祉・教育・雇用の各分野の連携のもとに充実しています。

現状と課題

若年層や就労経験の少ない人、失業者などを就労につなげるため、就労支援セミナーやイベントを開催しています。また、定年退職後の高齢者の就労ニーズに対しては、これまで培ってきた経験や知識を生かして働くことができるよう、シルバー人材センター※の運営を支援し、登録している会員に多くの就労の場を提供しています。

さらに、乙訓勤労者福祉サービスセンター（ピロティおとくに）※に対する支援を行い、勤労者の福利厚生の充実を図っています。

今後は、増加が見込まれる若年無業者やひきこもりなど、その他何らかの支援を必要とする人の社会参加と就労に向けた支援体制を整備する必要があります。

※シルバー人材センター…健康で働く意欲のある高齢者に就業機会を確保提供し、生きがいづくりや健康・福祉の増進を図ることを目的とした一般財団法人。

※乙訓勤労者福祉サービスセンター（ピロティおとくに）…乙訓2市1町の中小企業の事業主と従業員を対象に、勤労者福祉の充実のための事業を行っている一般財団法人。

施 策 の 内 容

① 働く場の充実

高齢者の経験や知識を生かした社会参加や生きがいづくりを推進するため、シルバー人材センターの運営の助成、技能講習の充実などを通して、高齢者の主体的な活動による活性化を促進します。

また、障がいのある人については、企業やNPO、関係機関などの様々な主体と連携し、一人ひとりの就労移行や適性に応じた就労情報提供の強化を図り、就労機会の充実に努めます。

さらに、地域活性化や雇用の創出につながることが期待される地域サービスの取組に対する支援を行います。

主 な 事 業

★障がい者雇用・就労促進事業

○シルバー人材センターの運営支援（高齢者健康・生きがいづくり推進事業）

② 若者等の雇用不安への対応

増加する若年無業者やひきこもり、就労経験の少ない人、失業者などへの雇用不安へ対応します。京都府や公共職業安定所（ハローワーク）、京都職業能力開発促進センター（ポリテクセンター京都）※で構成する長岡京市就労支援ネットワーク会議において情報交換を行い、就労支援セミナーや個別相談会などを実施します。また、京都ジョブパークや京都若者サポートセンターステーションなど関係機関とも連携し、就労支援イベントなど、情報提供の周知を図ります。

主 な 事 業

○就労支援事業

※京都職業能力開発促進センター（ポリテクセンター京都）…独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構京都府支部。高齢者や障がい者、求職者などを対象として短期職業訓練を実施する。

③ 経済的な自立に向けた支援

ひとり親家庭や失業者など、経済的な支援を必要とする人の安定した収入の確保を支援するため、就業に必要な知識および技能習得の機会の充実と各種手当や助成などの普及に努めます。また、生活支援と雇用支援を一体的に行い、経済的自立に向けた継続的・包括的な支援を行います。

主な事業

★自立促進のための個別支援プログラムに基づく支援

(生活困窮者自立支援事業)

○ひとり親家庭の資格取得に向けた助成（児童手当等支給事業）

④ 勤労者福祉の充実

勤労者の生活の安定を図り、勤労意欲を増進し、勤労者が安心して働くことができる環境づくりを目指すため、乙訓勤労者福祉サービスセンター（ピロティおとくに）などの団体に対して運営を支援します。

主な事業

○乙訓勤労者福祉サービスセンター、内職友の会の運営支援

(勤労者団体等支援事業)

資料編

1. 統計調査結果

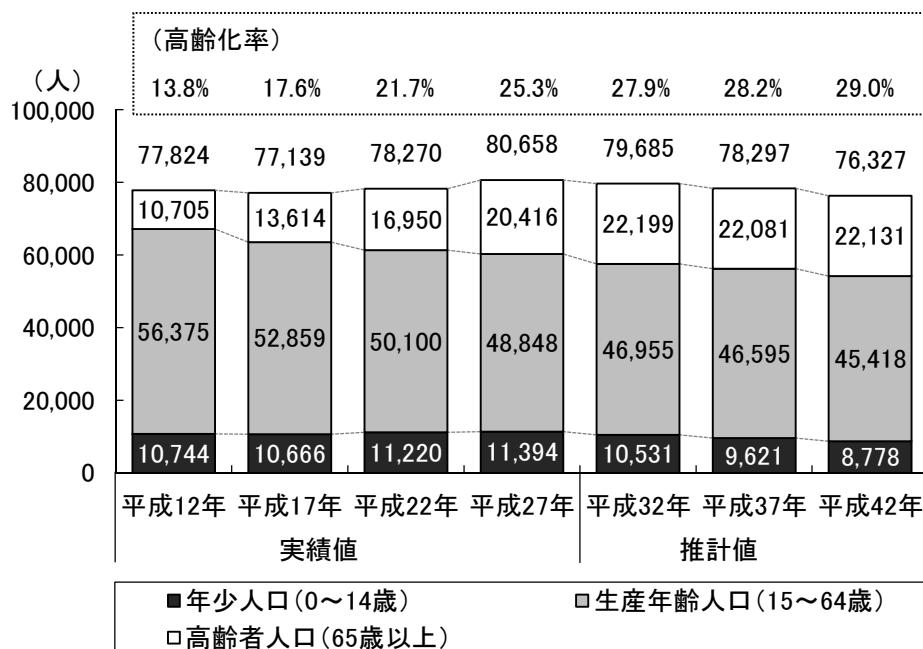
(1) 人口

① 年齢3区分別人口の推移・推計

○年齢3区分別人口は、平成12年から平成27年にかけて、年少人口（0～14歳）と高齢者人口（65歳以上）は増加傾向である一方、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向で推移しています。

○平成32年以降の推計値をみると、年少人口と生産年齢人口は減少する一方、高齢者人口は増加したのち、横ばいで推移すると予想されています。これによると、高齢化率は平成42年には29.0%になります。

■年齢3区分別人口の推移・推計



資料：平成22年までは国勢調査、

平成27年は年齢別人口報告（長岡市HP、10月1日現在）

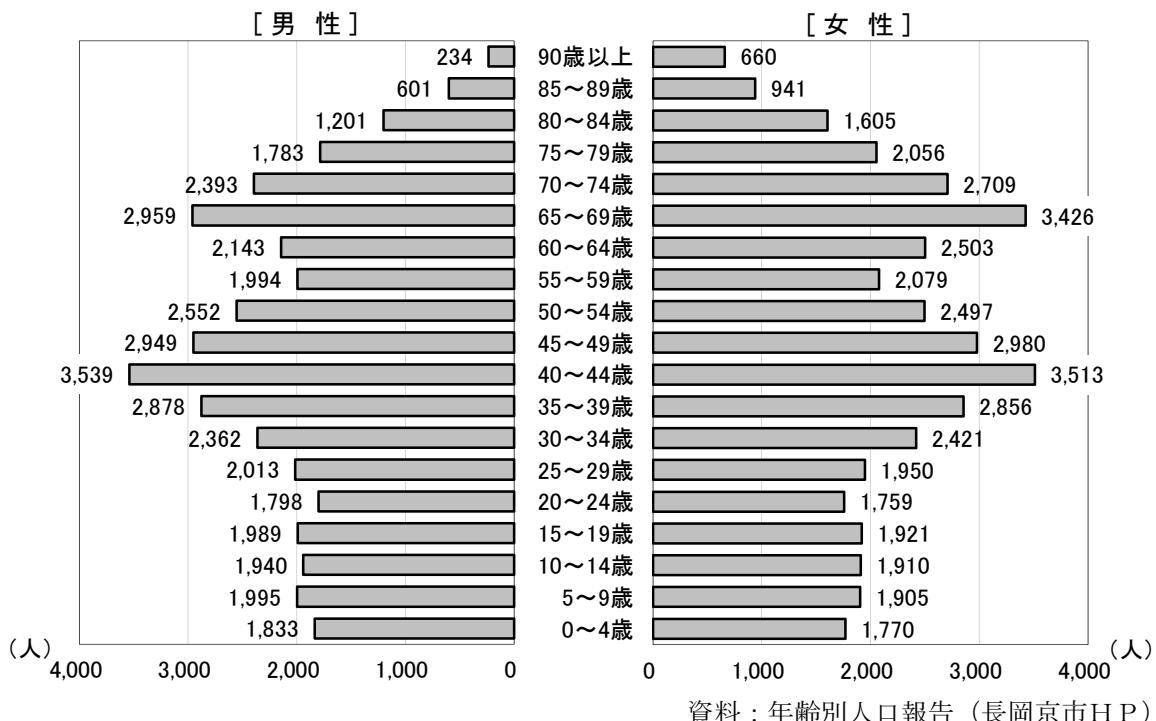
平成32年以降は国立社会保障・人口問題研究所

② 人口ピラミッド

○平成 28 年 1 月 1 日現在の男女別年齢 5 歳階級別人口ピラミッドをみると、男性・女性ともに 30 代後半～40 代の子育て世代と、60 代後半～70 代前半が多くなっています。

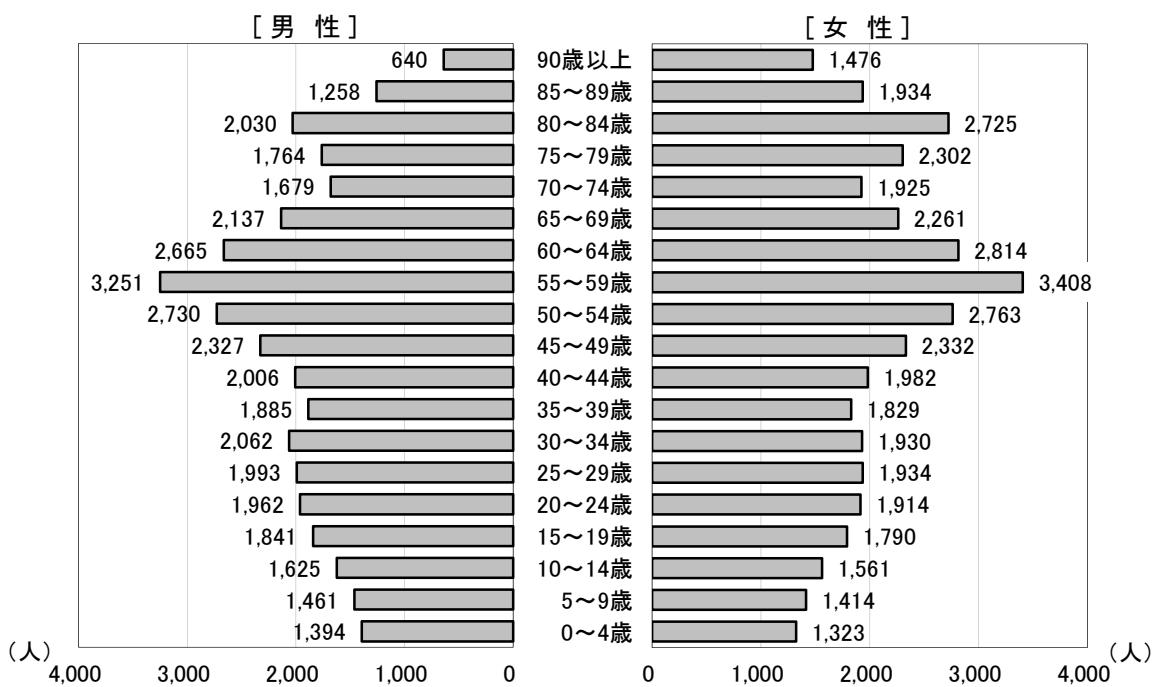
○一方、平成 42 年の推計をみると、男性・女性ともに 50 代～60 代前半と、特に女性では 80 代前半が多くなることがわかります。

■ (平成 28 年 1 月 1 日現在) 男女別年齢 5 歳階級別人口ピラミッド



資料：年齢別人口報告（長岡京市HP）

■ (平成 42 年推計) 男女別年齢 5 歳階級別人口ピラミッド



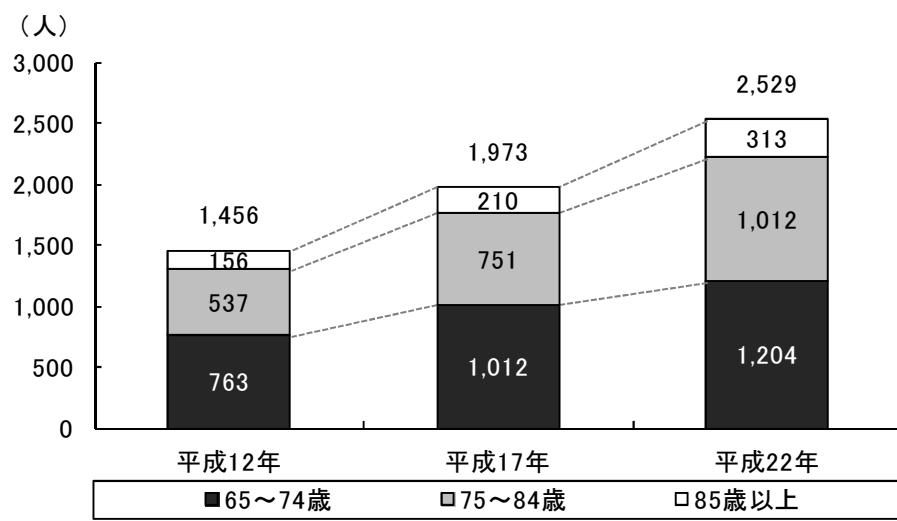
資料：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 高齢者の状況

① 一人暮らし高齢者数の推移

○一人暮らし高齢者数は、過去10年間で約1.7倍に増加しており、平成22年では2,529人となっています。

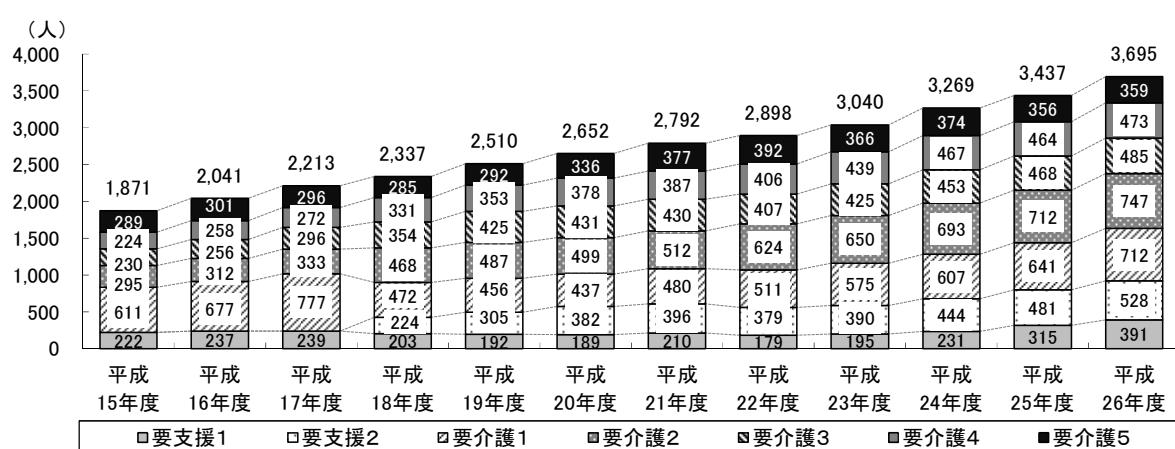
■一人暮らし高齢者数の推移



② 要支援・要介護認定者数の推移

○要支援・要介護認定者数は、増加傾向で推移しています。直近の5か年をみると、特に要支援1と要介護1の認定者数の増加が顕著となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移



※平成15～17年度における「要支援1」については、「旧要支援」の値

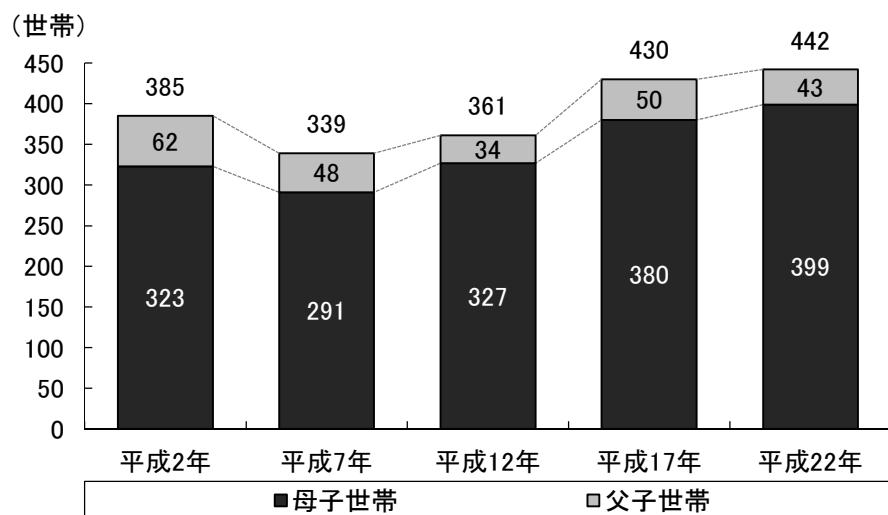
資料：長岡市 高齢介護課

(3) 子育て家庭の状況

① 母子世帯・父子世帯数の推移

○父子世帯数は増減を繰り返しながら推移している一方、母子世帯数は平成7年以降増加傾向で推移しています。

■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

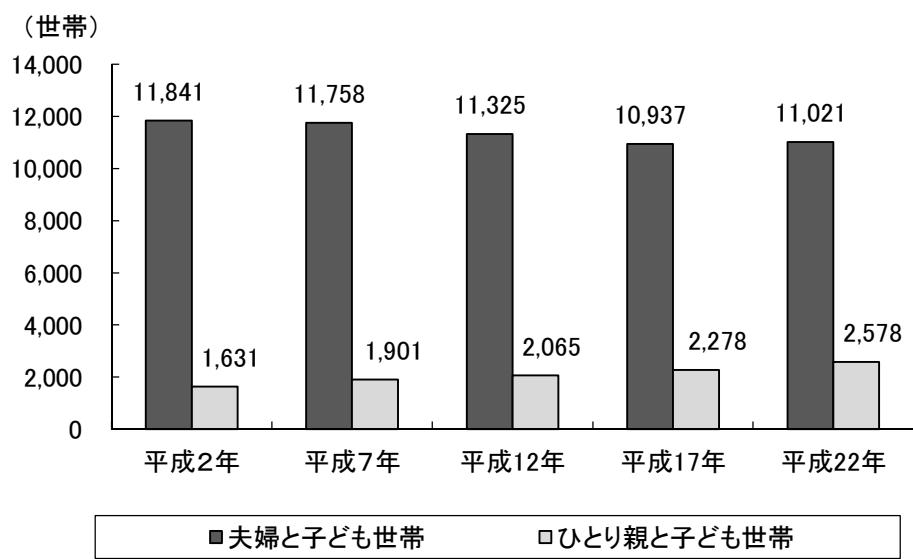
※母子世帯は、未婚、死別又は離別の女親とその未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯。

※父子世帯は、未婚、死別又は離別の男親とその未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯。

② 核家族における子どもがいる世帯数の推移

○核家族における子どもがいる世帯数みると、夫婦と子ども世帯数が減少傾向で推移している一方、ひとり親と子ども世帯数は増加傾向で推移しています。

■核家族における子どもがいる世帯数の推移

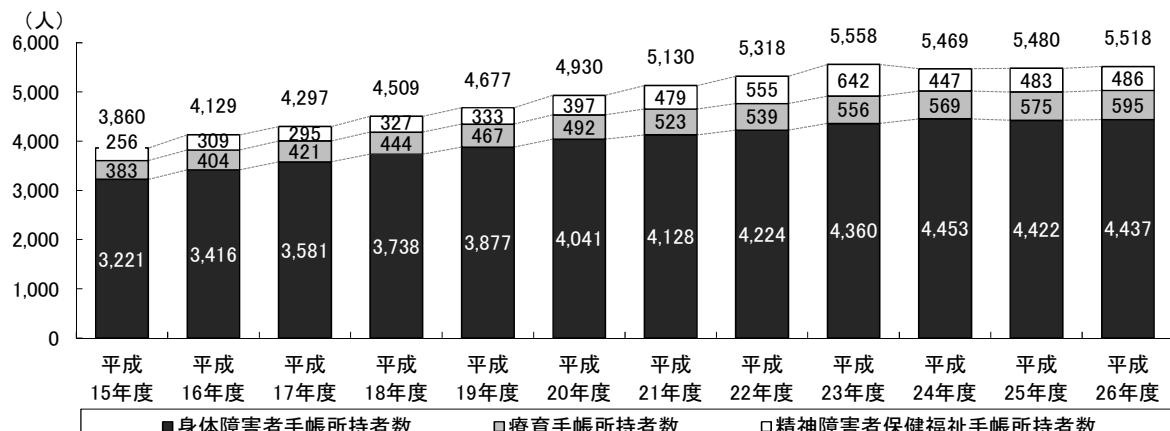


資料：国勢調査

(4) 障がい者の状況

○障がい者手帳所持者数の推移をみると、総数では平成15年度から平成23年度にかけて増加傾向で推移していましたが、平成23年度以降ほぼ横ばいで推移しています。

■障がい者手帳所持者数の推移

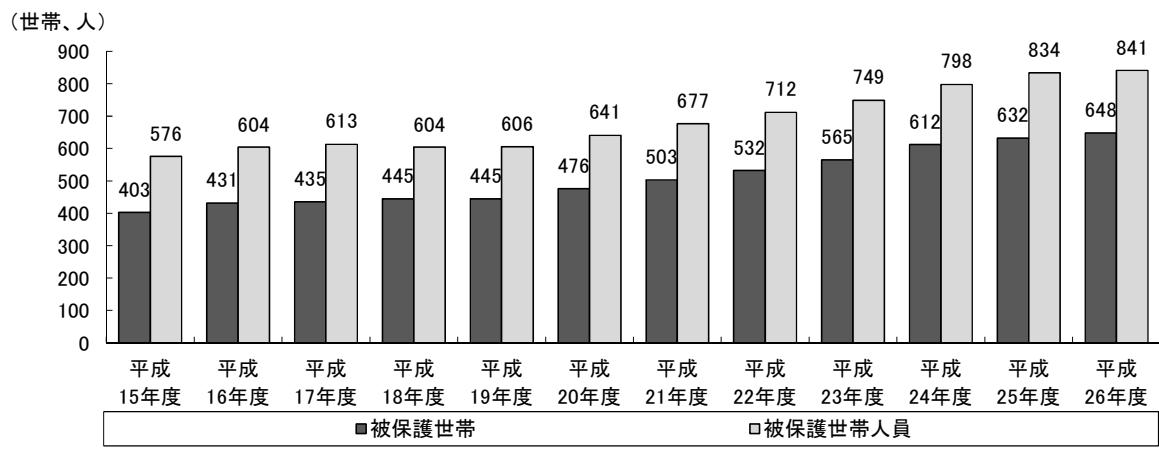


資料：長岡京市 障がい福祉課

(5) 生活保護の状況

○被生活保護世帯数、人員の推移をみると、世帯、人員ともに増加傾向で推移しています。

■被生活保護世帯数、人員の推移



資料：長岡京市 社会福祉課

2. 市民アンケート調査結果

(1) 市民アンケート調査の概要

目的：市民・関係機関、団体と行政が連携し、地域住民がお互いに助け合い、支えあうことのできるしくみづくりを目指し、市民の福祉観、地域活動への参加状況等の実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、地域健康福祉計画に反映していくためアンケート調査を行いました。

調査地域：長岡全市域

調査対象者：20歳～79歳の1,500人を無作為抽出

調査期間：平成26年9月5日～平成26年9月22日

調査方法：郵送配布・郵送回収

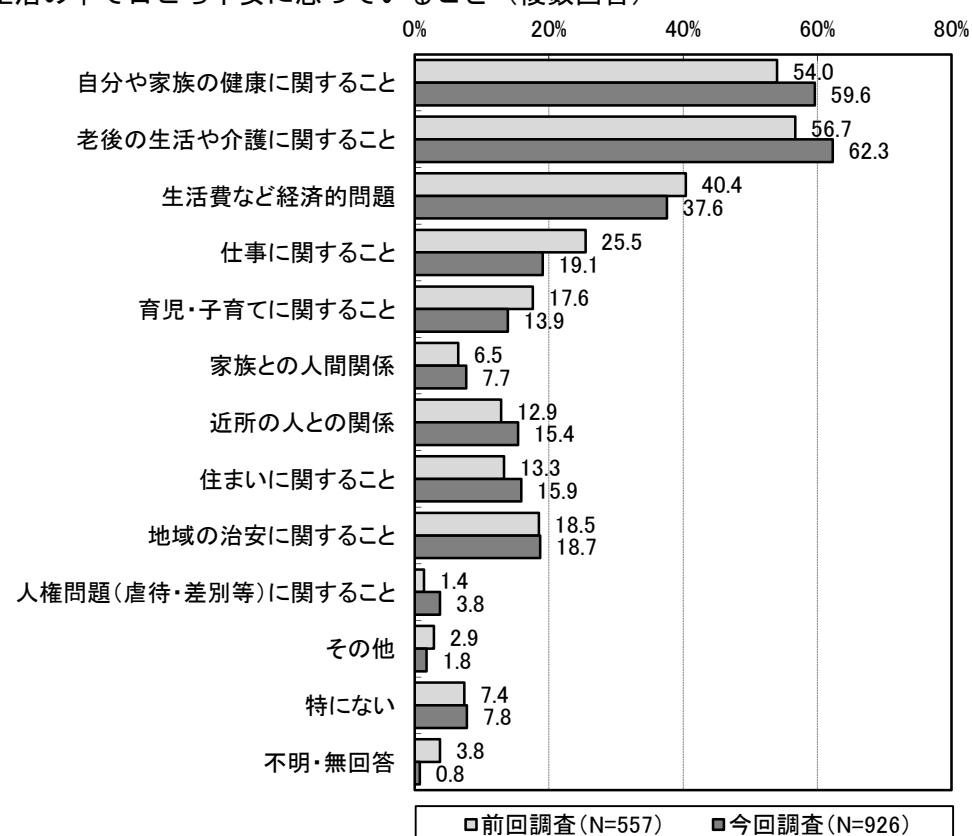
(2) 市民アンケート調査の結果

① 地域においてニーズや課題となっていること

<不安に感じること>

○日常生活で、「自分や家族の健康に関すること」、「老後の生活や介護に関するここと、「生活費など経済的問題」を不安に考える人が多く、これ以外についても、多くの課題について不安に感じる人がいます。

■日常生活の中で日ごろ不安に思っていること（複数回答）



※前回調査…平成21年度実施アンケート調査、今回調査…平成26年度実施アンケート調査

- 若い人ほど、「生活費など経済的問題」や「仕事に関するこころ」の不安が多くなっています。また、20代がもっともこれらの不安を感じており、かつ、この年代でこれらについて不安を感じる人は、5年前の調査よりも大幅に増えています。
- 「自分や家族の健康に関するこころ」や「育児・子育てに関するこころ」、「近所の人との関係」、「地域の治安に関するこころ」等、家族（子ども等）や近所との関係性については、30代が特に不安を感じており、かつ、この年代でこれらに不安を感じる人は、5年前の調査より大幅に増えています。
- 40代～60代では「老後の生活や介護に関するこころ」を不安に感じる人がもっとも多いものの、5年前の調査より減っています。
- 60代で「住まいに関するこころ」に不安を感じている人が、他の年代に比べ特に多くなっています。

【年代別の状況】

単位：%

		自分や家族の健康に関するこころ	老後の生活や介護に関するこころ	生活費など経済的問題	仕事に関するこころ	育児・子育てに関するこころ	家族との人間関係	近所の人との関係
年代別	20代	H21 47.5	19.7	36.1	32.8	18.0	6.6	11.5
	H26	▽37.7 23.0	49.2	50.8	19.7	8.2	▽9.8	
	30代	H21 39.3	38.5	42.2	29.6	26.7	6.7	12.6
	H26	53.1	44.8	42.7	31.5	36.4	8.4	21.0
	40代	H21 54.6	60.8	46.9	39.2	31.5	6.2	15.4
	H26	▽52.9 ▽59.4	▽37.1	▽28.2	▽28.2	10.0	▽15.3	
	50代	H21 63.3	76.7	31.1	21.1	7.8	7.8	14.4
	H26	▽61.7 ▽66.9	34.6	23.3	▽7.5	8.3	15.0	
	60代	H21 65.9	78.3	41.1	5.4	1.6	6.2	11.6
	H26	66.0	▽71.6	▽38.1	6.2	▽1.0	▽5.7	14.9

		住まいに関するこころ	地域の治安に関するこころ	人権問題（虐待・差別等）に関するこころ	その他	特になくない	不明・無回答
年代別	20代	H21 16.4	21.3	3.3	3.3	16.4	1.6
	H26	▽9.8 26.2	▽3.3	4.9	▽9.8	0.0	
	30代	H21 13.3	20.0	0.7	4.4	9.6	4.4
	H26	16.8	29.4	4.9	▽1.4	▽4.9	2.1
	40代	H21 12.3	23.1	0.8	2.3	7.7	3.8
	H26	12.9	24.7	5.3	▽1.8	10.6	0.6
	50代	H21 13.3	14.4	3.3	1.1	3.3	4.4
	H26	▽12.8 20.3	▽2.3	1.5	8.3	0.8	
	60代	H21 14.0	14.7	0.8	2.3	3.1	3.1
	H26	21.1	▽11.9	2.6	3.1	7.7	0.0

太字…増加
▽…減少
…もっと高い

※H21…平成21年度実施アンケート調査、H26…平成26年度実施アンケート調査

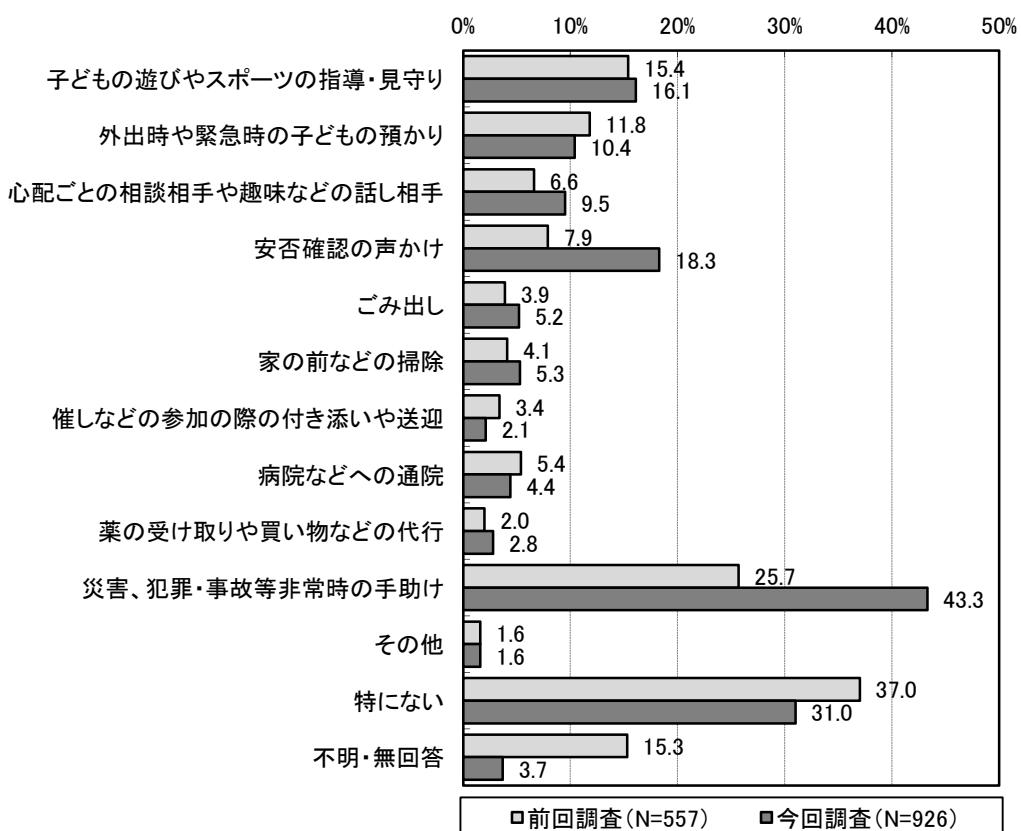
前回調査では対象年齢を19～65歳としたため、今回調査と比較可能な20代～60代のみを記載

●20代では経済面や雇用面に対して、30代では育児・子育てに対して、40代～60代では老後や住まいに対する不安が特に多くなっており、これらの年代に応じたニーズに対し、福祉サービスの充実やセーフティネット等の支援体制の構築や充実が求められていると考えることができます。

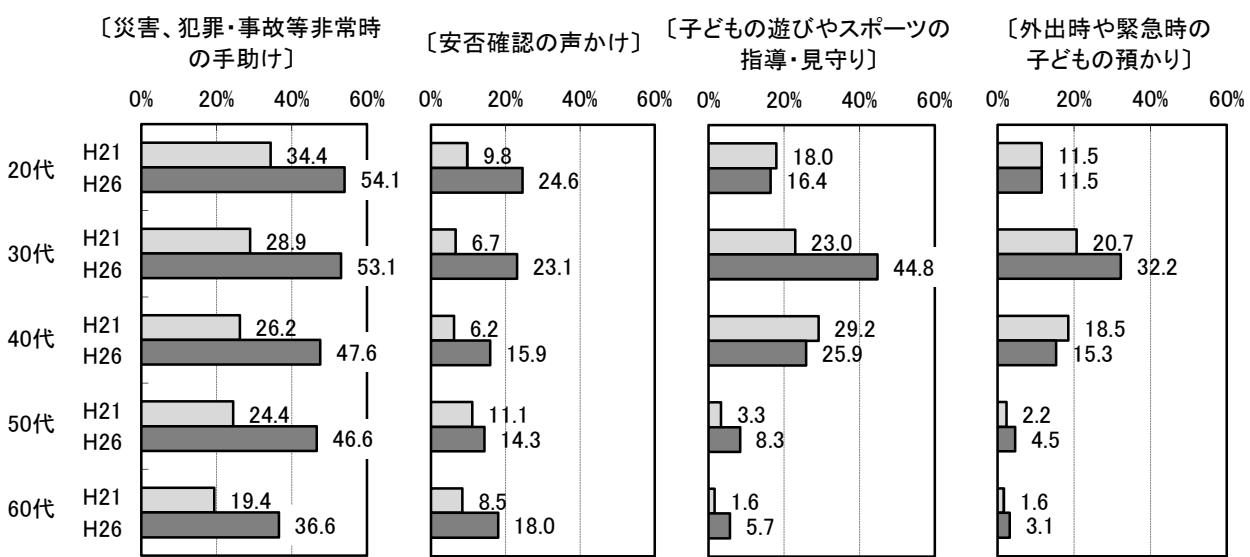
<地域で手助けしてほしいこと>

- 地域で手助けしてほしいこととして、「災害、犯罪・事故等非常時の手助け」を挙げる人がもっとも多く、かつ、5年前の調査より、全年代でこれを挙げる人が大幅に増えています。高齢者よりもむしろ、若い人ほど、非常時での手助けをしてほしいと感じています。
- 「安否確認の声かけ」を必要としている人が災害等の対策の次に多く、かつ、5年前の調査よりほぼすべての年代で、これを挙げる人が大幅に増えています。高齢者よりもむしろ、20代、30代の人が、自ら（の家庭）に対する見守りを手助けしてほしいと感じています。
- 30代の人は、「子どもの遊びやスポーツの指導・見守り」と「外出時や緊急時の子どもの預かり」の手助けをしてほしいと感じている人がきわめて多く、かつ、この年代でこれらを手助けしてほしいと感じている人は、5年前の調査より大幅に増えています。
- その一方、手助けしてほしいことが「特ない」人についても約3割となっています。

■ 地域で手助けしてほしいこと（複数回答）



【年代別の状況】



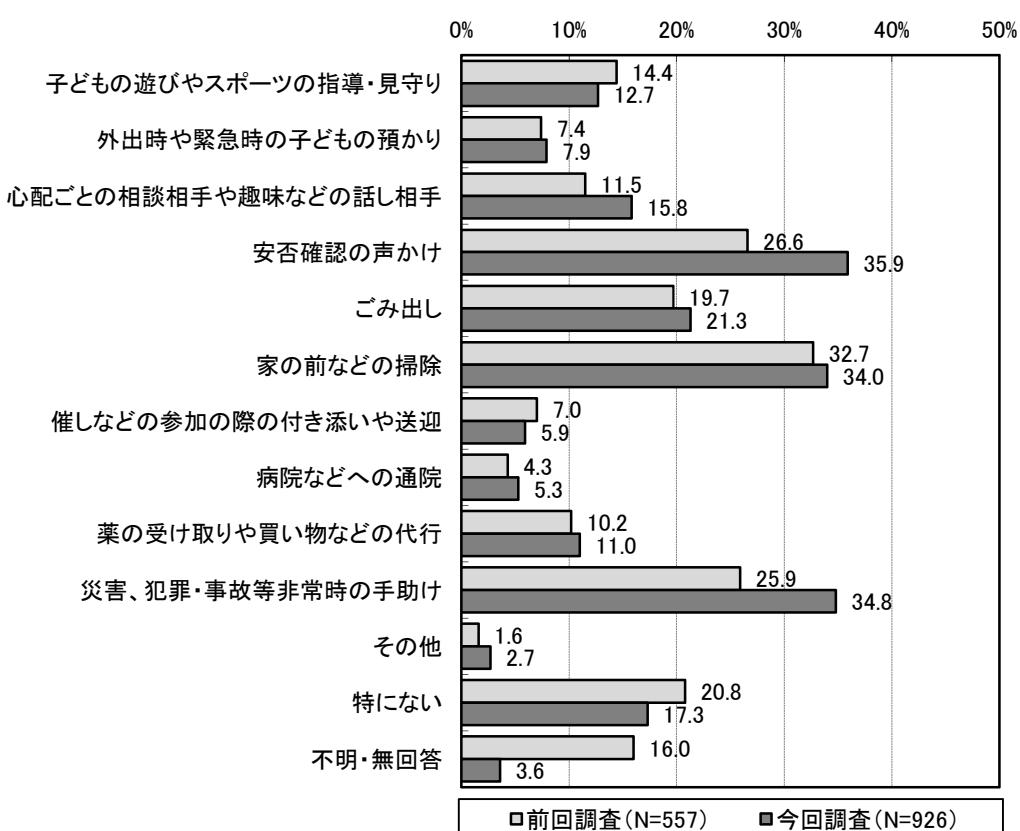
●若い世代を中心に、子育ての支援や災害・犯罪対策、安否確認の声かけ（見守り）のニーズは大きくなっているので、このような課題をテーマに取り上げることが、地域に求められていると考えることができます。

② 地域での対応が可能なこと

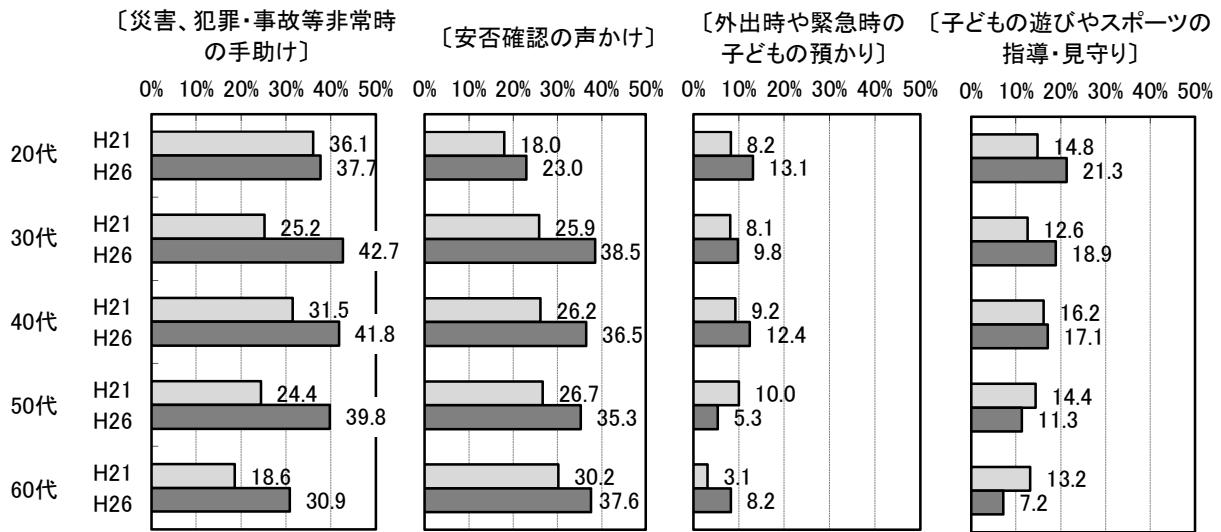
<地域で手助けできること、地域住民が取り組むことができる課題>

- 「安否確認の声かけ」は、手助けできると考える人がもっと多く、次いで「災害、犯罪・事故等非常時の手助け」となっており、全年代で手助けできるとの意識が高く、かつ、5年前の調査よりも、ほぼ全年代で意識が大幅に高まっています。
- 「子どもの遊びやスポーツの指導・見守り」や「外出時や緊急時の子どもの預かり」等の子育て支援について、50代、60代の人は他の年代よりも手助けできると考える人は少なくなっています。

■ 地域で手助けできること（複数回答）

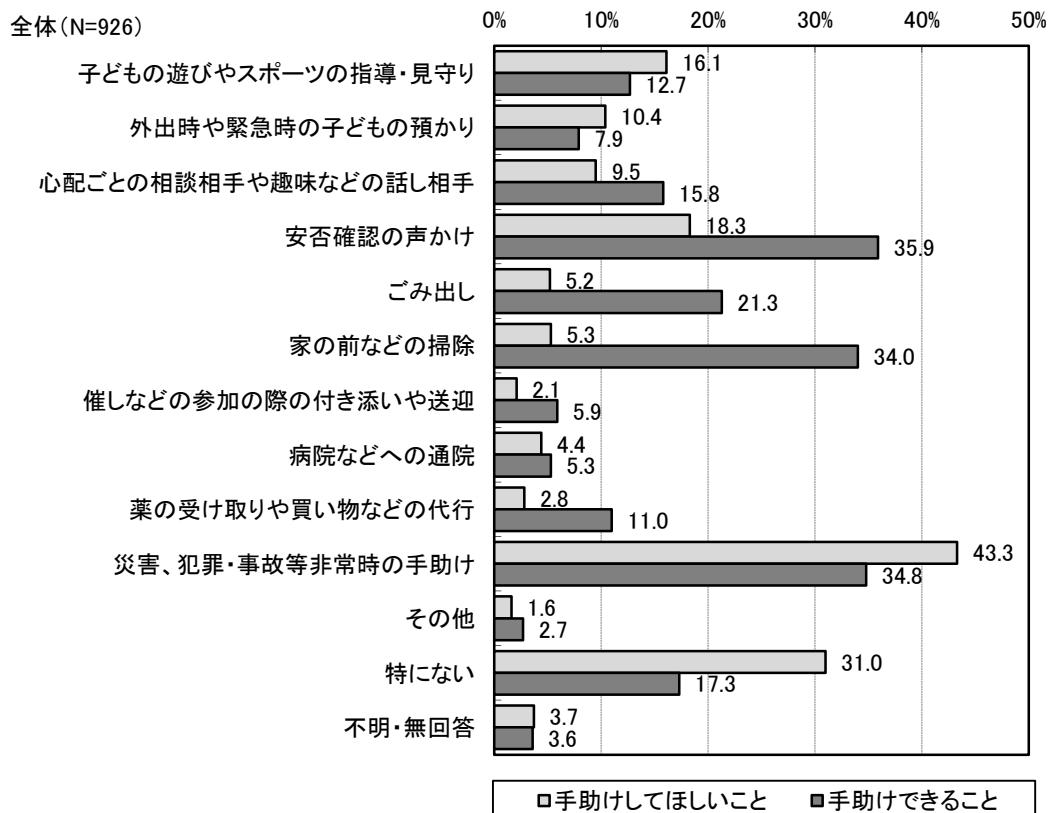


【年代別の状況】



○「ごみ出し」や「家の前などの掃除」は、手助けできると考える人は多いですが、手助けしてほしいと考える人は、それほど多くありません。

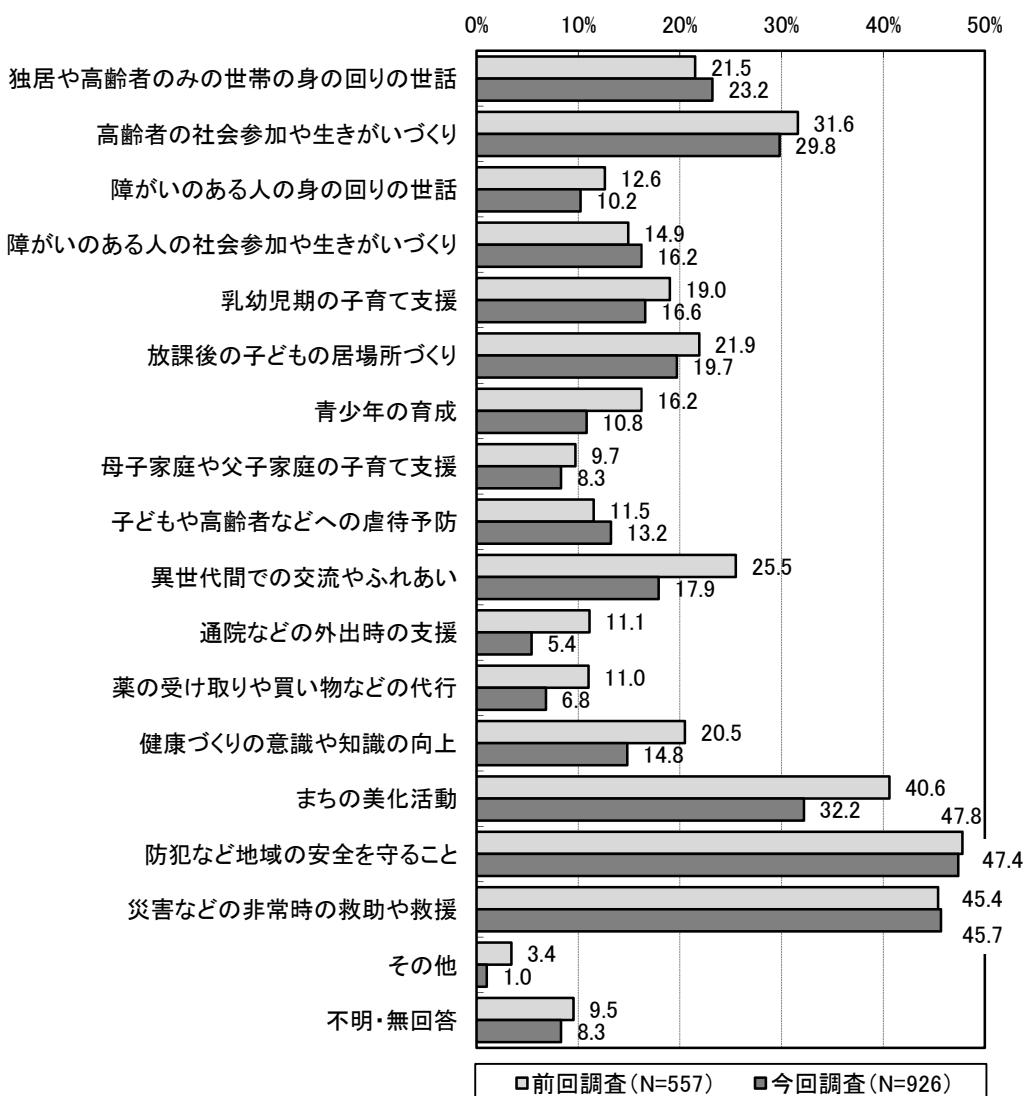
■地域で手助けしてほしいこと、できること（複数回答）



○地域で取り組むことができる課題として、防犯・災害対策の他にも、高齢者の世話や生きがいづくりの意識も高くなっています。

○「高齢者の社会参加や生きがいづくり」については、年代が上がるにつれ意識が高くなっています。また、小学校区においては、長岡第三小校区が他の地区と比べても特に高くなっています。

■地域住民が取り組むことができる課題や問題（複数回答）

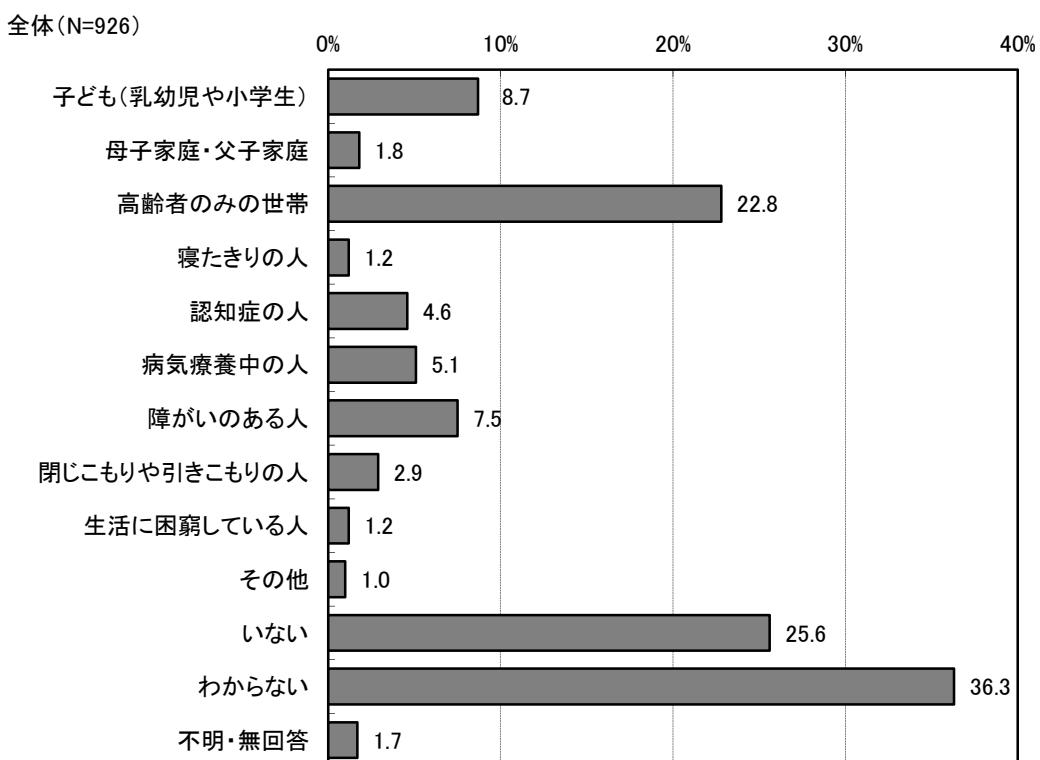


- 子どもに関する指導・見守り、預かり等の子育て支援は、手助けできることに比べて手助けしてほしいことが上回っており、現時点においては、意識や環境面で子育て支援ニーズへの地域における対応は難しい状況にあると考えることができます。
- 災害等の対策は、手助けしてほしい人と手助けできる人の両方が多いので、地域の助け合いの核となりうるものであると考えることができます。

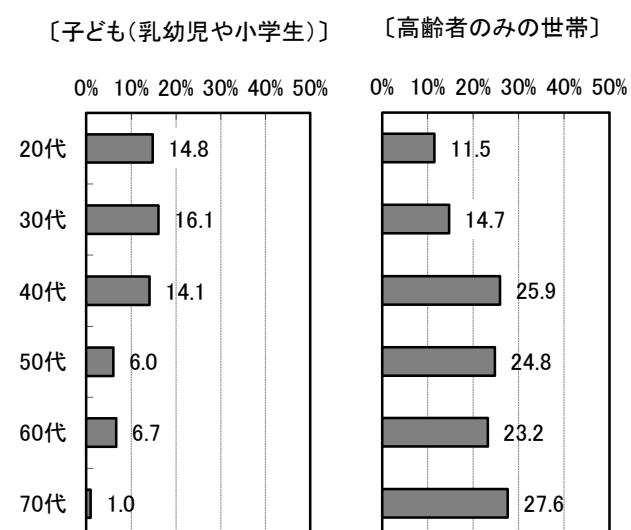
<近所で気になる人>

- 20代～40代では見守りや支援が必要な子どもに気づく人が他の年代に比べて多く、40代～70代では見守りや支援が必要な高齢者に気づく人が多くなっています。
- その一方、見守りや支援が必要な人や気にかかる人が「わからない」という回答がもっとも多く、次いで「いない」という回答が多くなっています。

■近所で見守り等支援が必要な人や気にかかる人（複数回答）



【年代別の状況】



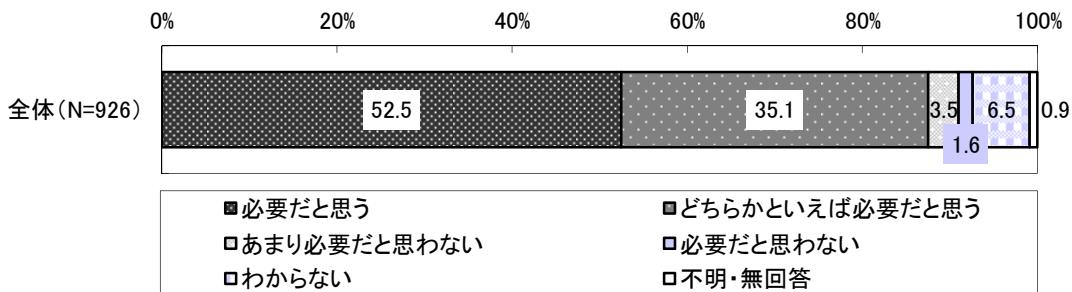
●課題を抱える人に気づいた際に、声をかけ、課題解決につなげることができる地域の関係づくりとともに、適切な相談先へつなぐことができるよう、地域と専門相談との連携が求められていると考えることができます。

③ 助けあいの必要性

<助けあいの必要性>

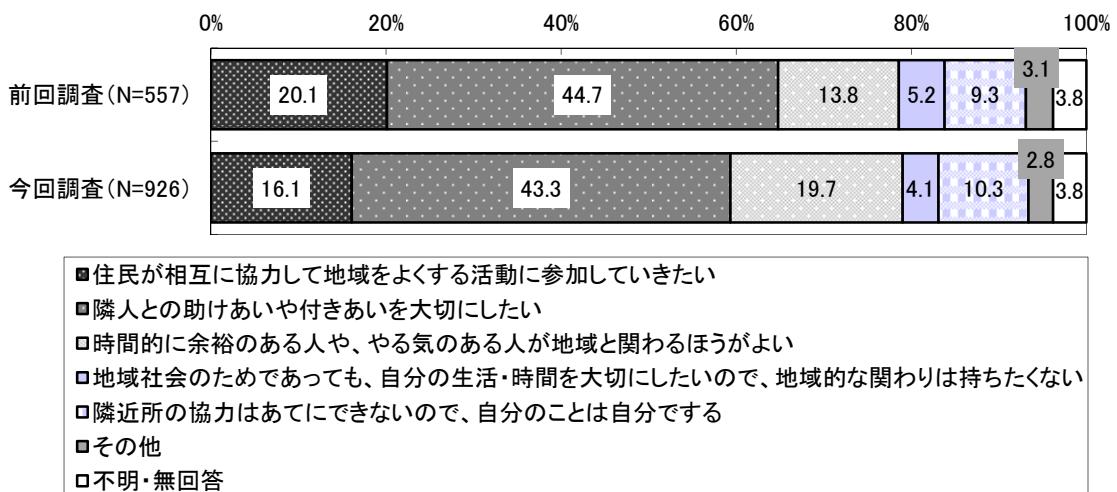
○地域で生じている様々な福祉課題に対し、地域住民が自主的に支えあい、助けあう関係が必要だと思う人は、9割程度です。

■ 地域での福祉課題に対し、地域住民が自主的に支えあい助け合う関係の必要性（単数回答）



○地域の人との付きあいや地域との関わりについて、50代～70代は、30代・40代と比較して、「住民が相互に協力して地域をよくする活動に参加していきたい」と考える人が顕著に少なくなっています。しかし、50代・60代は、5年前の調査より大幅に減っています。また、20代・40代～60代は、「隣人との助けあいや付きあいを大切にしたい」と考える人が5年前の調査よりも減っており、一方全年代で「時間的に余裕のある人や、やる気のある人が地域と関わるほうがよい」とする人が増えています。

■ 地域における人との付きあいや地域との関わりについて（単数回答）



【年代別の状況】

単位: %

			住民が相互に協力して地域をよくする活動に参加していきたい	隣人との助けあいや付き合いを大切にしたい	時間的に余裕のある人や、やる気のある人が地域と関わるほうがよい	地域社会のためであっても、自分の生活・時間を大切にしたいので、地域的な関わりは持ちたくない	隣近所の協力はあてにできないので、自分ことは自分です	その他	不明・無回答
年代別	20代	H21	16.4	50.8	16.4	6.6	6.6	0.0	3.3
		H26	▽14.8	▽41.0	24.6	▽4.9	8.2	1.6	4.9
	30代	H21	21.5	33.3	17.0	8.9	8.9	4.4	5.9
		H26	▽21.0	42.0	23.8	▽2.8	▽5.6	▽2.1	2.8
	40代	H21	22.3	42.3	19.2	1.5	9.2	3.1	2.3
		H26	▽21.2	▽35.9	25.3	5.3	▽5.3	4.1	2.9
	50代	H21	22.2	47.8	10.0	4.4	7.8	3.3	4.4
		H26	▽12.0	▽40.6	23.3	5.3	12.8	▽3.0	3.0
60代	H21	18.6	53.5	6.2	4.7	11.6	2.3	3.1	
	H26	▽13.4	▽47.4	17.5	▽3.6	12.4	2.6	3.1	
70代	H26	12.8	48.5	11.2	3.1	15.8	2.6		6.1

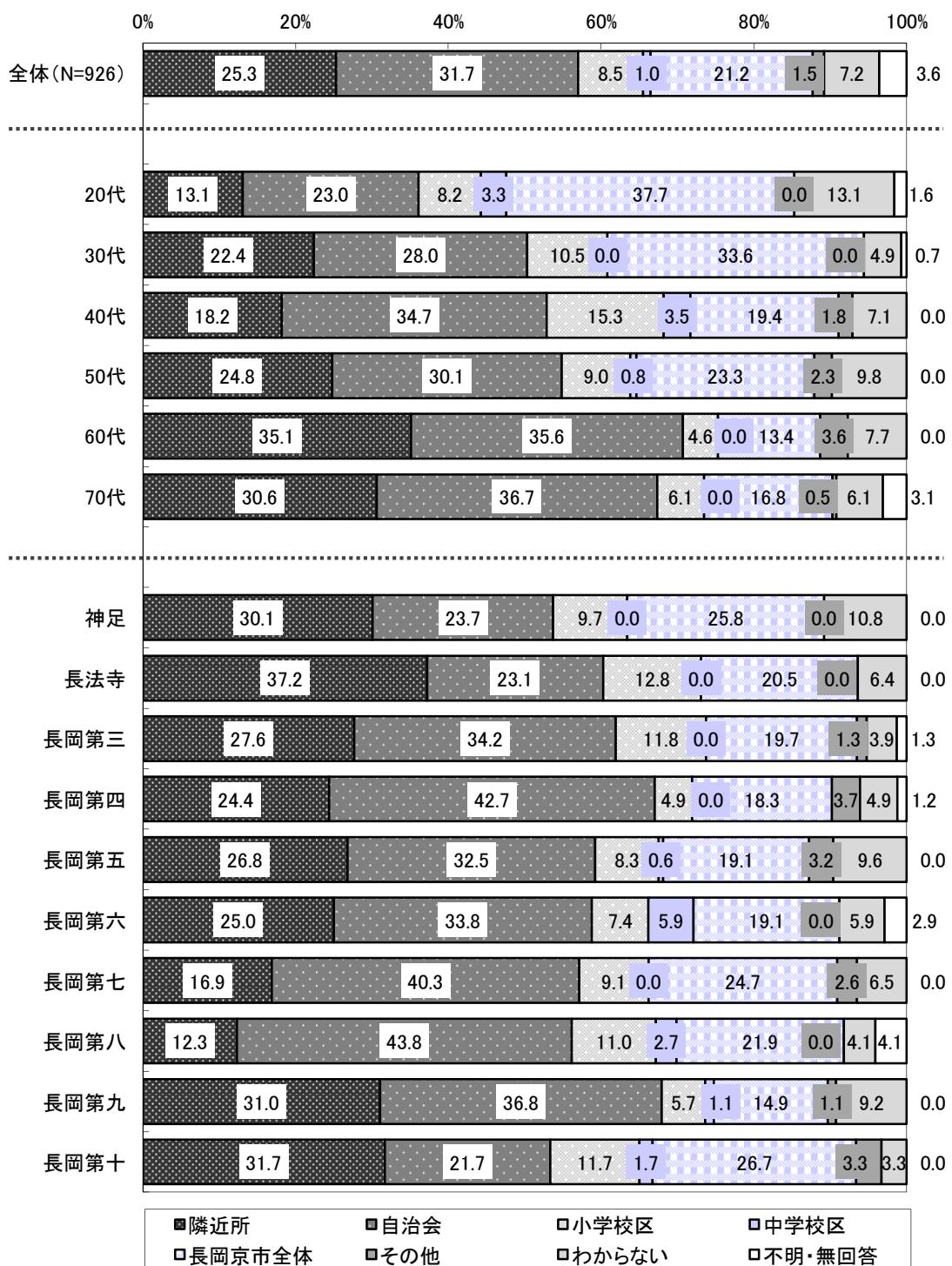
太字…増加
▽ …減少
…もっとも高い

- 地域福祉について、住民の役割がないと考えている人は少ないため、地域や行政の働きかけ次第では、活動に対する意欲が向上する人が増える可能性があると考えることができます。
- 一方で、5年前と比べ、全年代で地域との関わりの意欲の低下（または余裕のなさの増大）が目立っており、その中でも、これまで地域活動の主な担い手と考えられていた50～60代以上の人の地域貢献意欲が顕著に減少しているため、特にこの年代に向けた働きかけが必要と考えることができます。

<助けあうべき範囲>

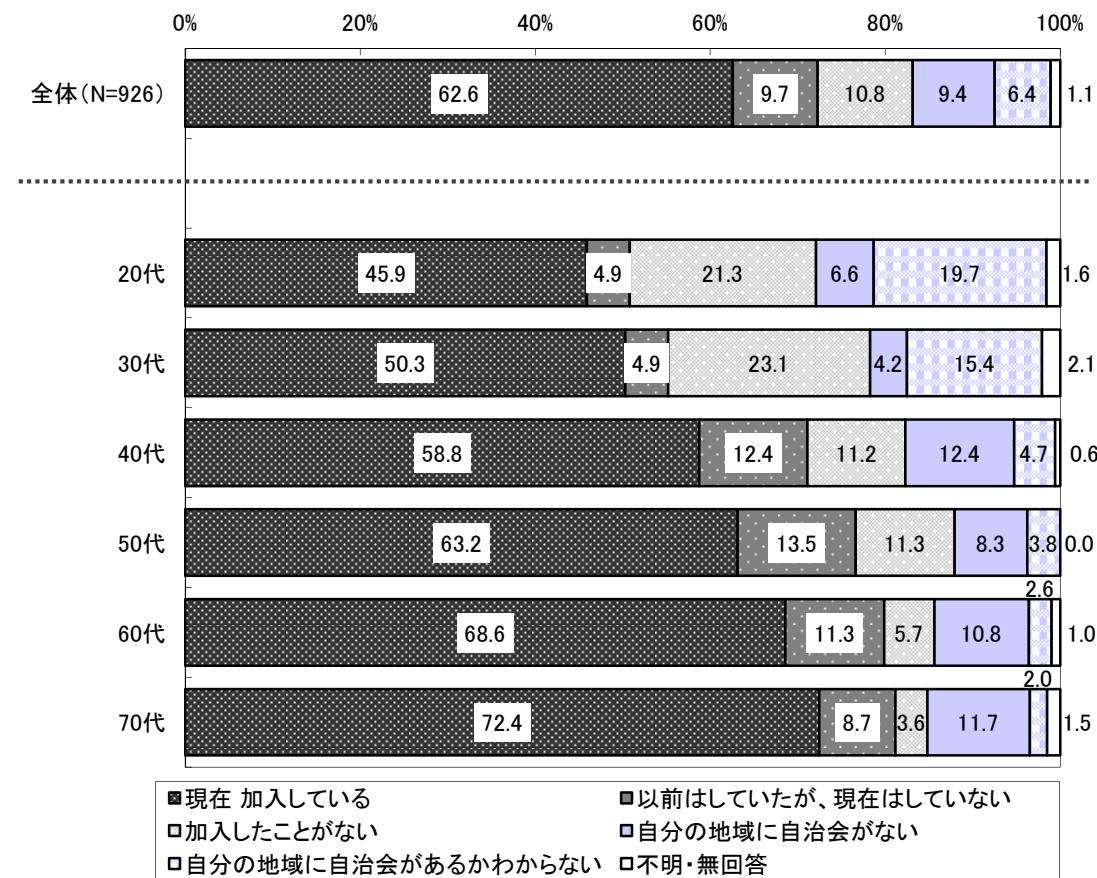
○助けあうべき地域としては、年齢が高いほど隣近所や自治会といった狭い範囲を考える人が多く、逆に年齢が低いほど市全体等広い範囲を考える人が多くなっています。また、この意識差については、年齢以外に、校区ごとにも差が大きくなっています。

■回答者にとっての住民が互いに助けあうべき「地域」の範囲（単数回答）



○年齢が低いほど自治会に加入している人が少なく、加入したことがない人や、地域に自治会があるかわからない人が多くなっています。

■自治会の加入状況（単数回答）



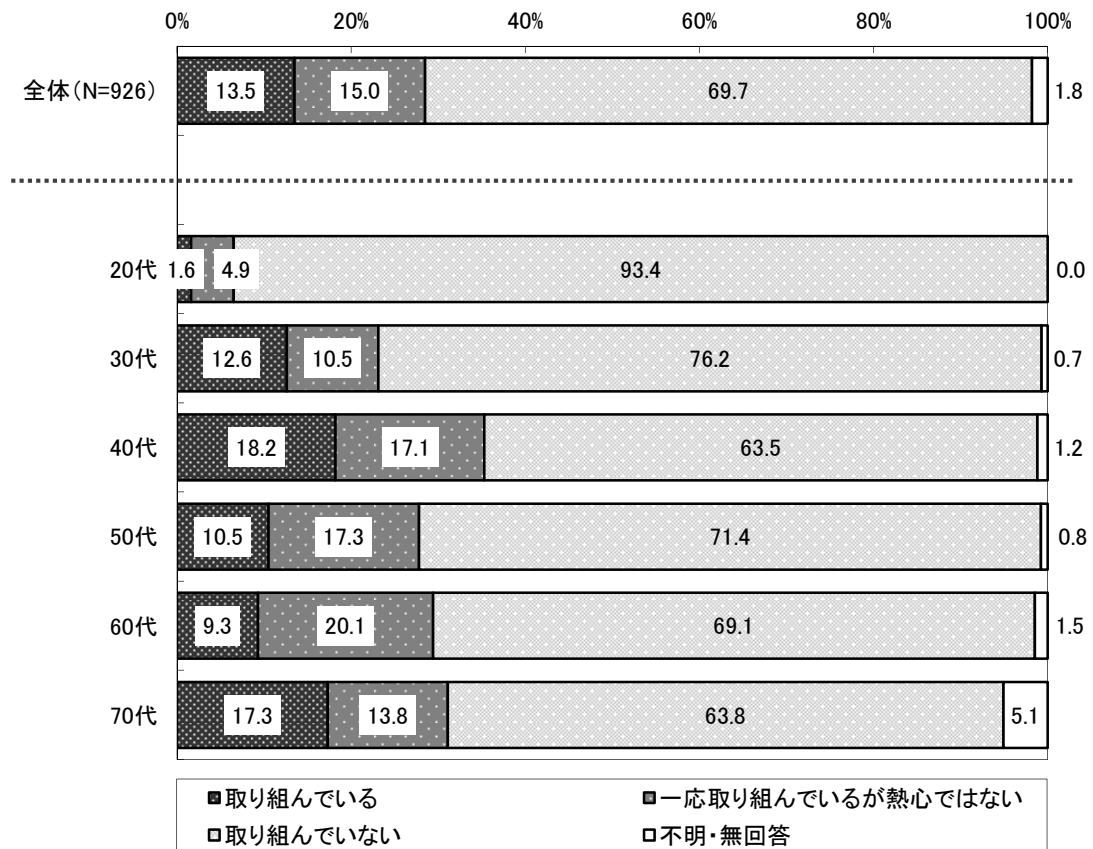
- 地域で助けあいを行うべき範囲については、年齢や校区ごとの意識の差がみられます。今後地域福祉を効果的に進めていくためにも、意識等の差も踏まえながら、それぞれの圏域に応じた重層的な取り組みを推進していくことが重要となります。
- また、20代・30代の若い世代では、自治会の認知度が低いため、自治会等の周知や活動への取り込み方について検討の必要があると考えられます。

④ ボランティア／地域福祉への取り込み

<地域活動>

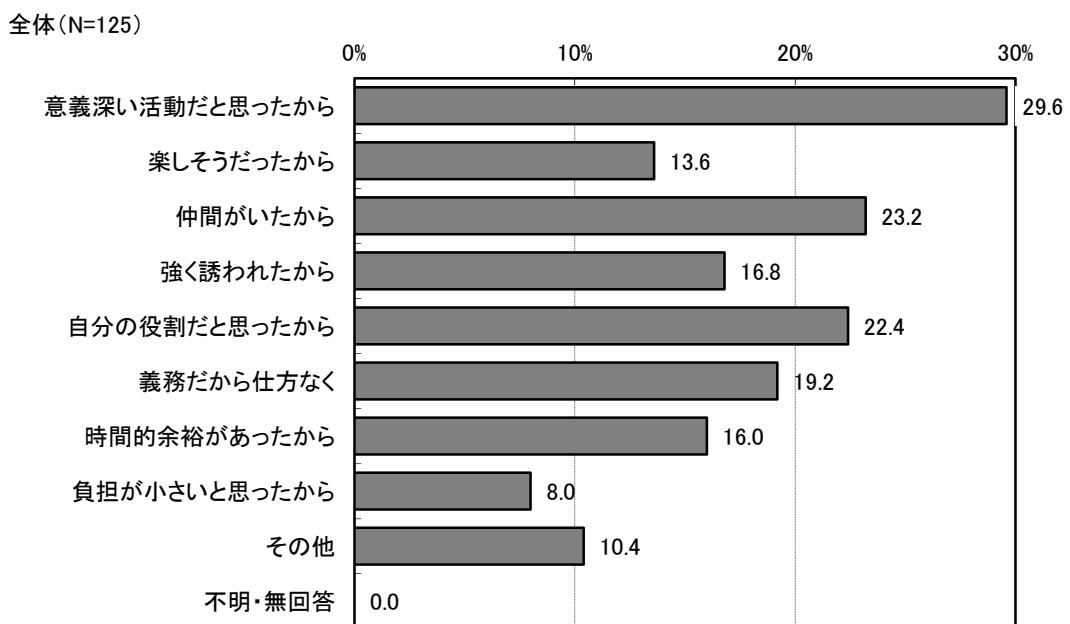
○地域活動を熱心に行っている人は、40代、70代が他の年代と比べて多くなっています。

■ 地域活動の取り組み状況（単数回答）



○地域活動を熱心に活動している人の中にも、始めた理由として強く誘われたから、義務だから、とする人が多くなっています。

■ 地域活動を始めた理由（複数回答）

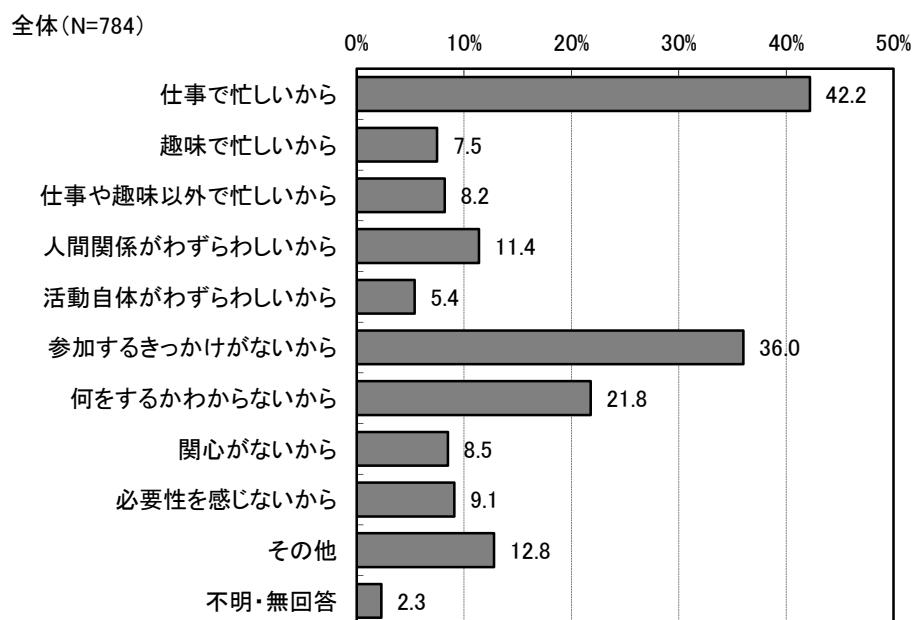


○活動に参加していない人の理由が、年代ごとに異なります。20代は、きっかけがないこと、何をするかわからないこと、関心がないことを挙げる人が、他の年代よりも多い一方で、仕事で忙しいことを挙げる人が他の年代より少なくなっています。また、楽しい活動であれば、きっかけがあれば、参加したいと考える人が多くなっています。

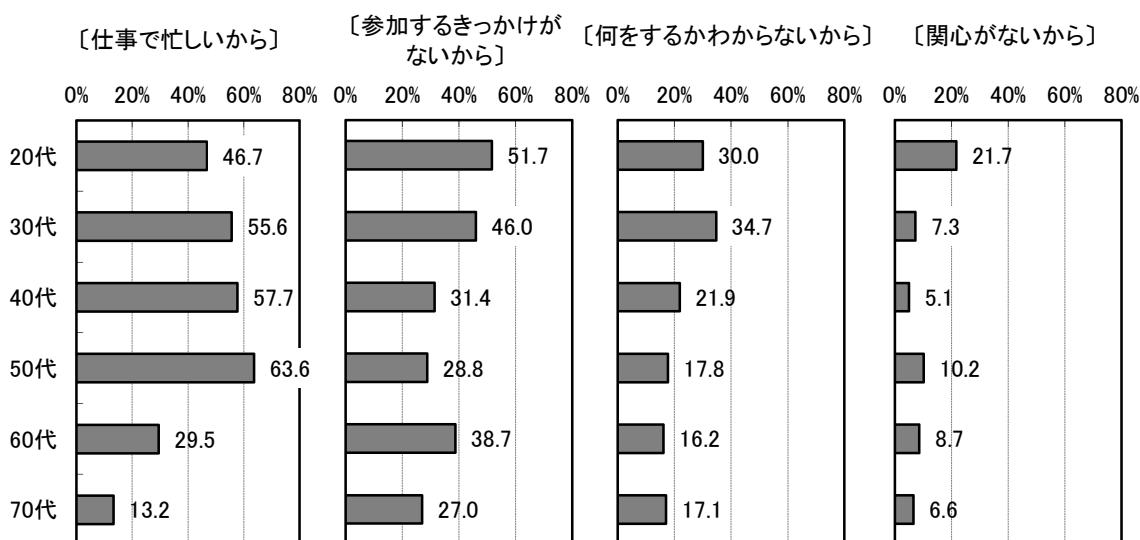
○30代～50代は、年齢が高くなるほど、仕事で忙しいことを挙げる人が多くなっています。

○60代は、参加するきっかけがないことを挙げる人が多い一方で、仕事で忙しいことを挙げる人が少なくなっています。また、きっかけがあれば参加すると考えている人が多くなっています。

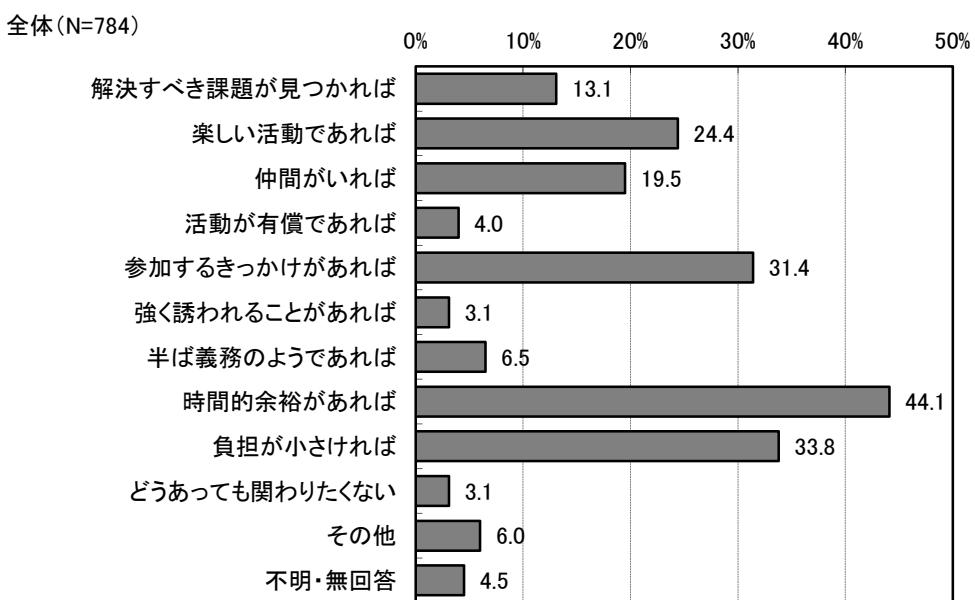
■現在（あまり）地域活動をしていない理由（複数回答）



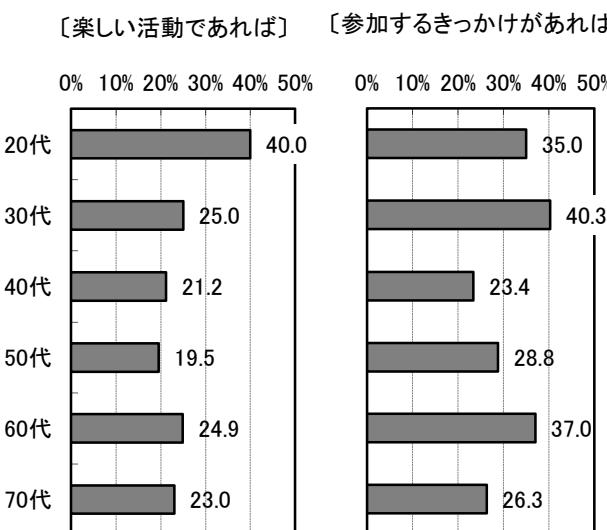
【年代別の状況】



■何があればもっと活動に参加するか（複数回答）



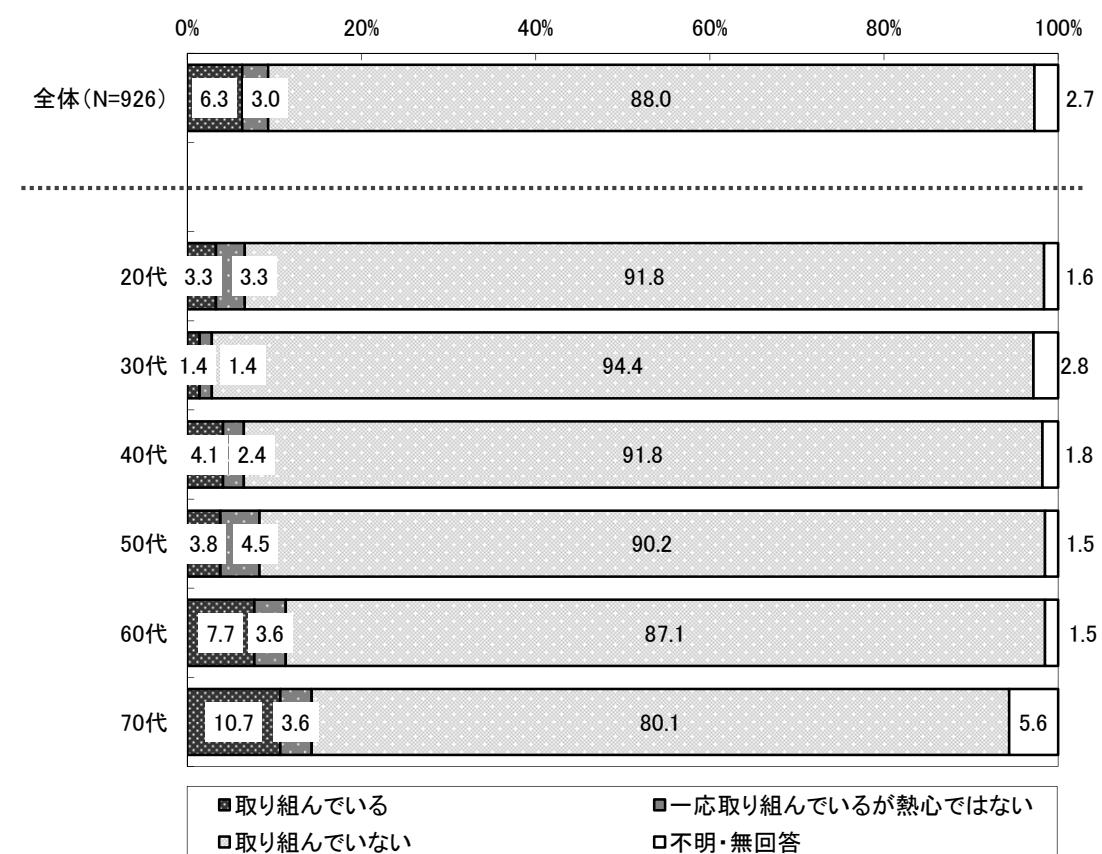
【年代別の状況】



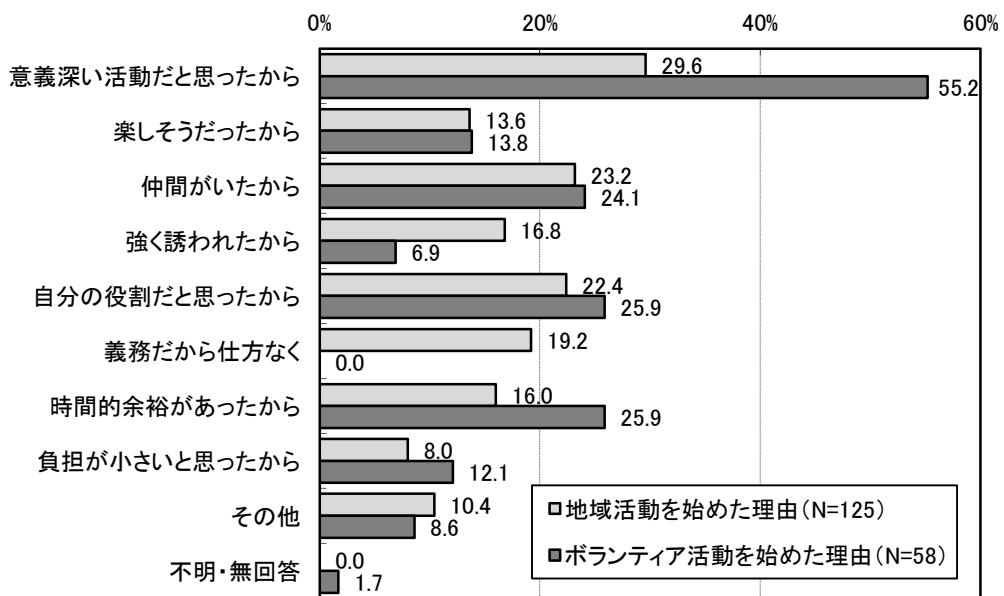
<ボランティア活動>

○ボランティア活動をしている人は、市内全体で 1 割程度となっています。30 代以降は、年齢が高くなるほど、ボランティア活動を行う人が多くなっています。また、ボランティア活動は、地域活動と比較して、意義深いと感じたから始めた人が多く、義務だと感じたから始めた人は少なくなっています。

■ボランティア活動の取り組み状況（単数回答）



■ 地域活動を始めた理由、ボランティア活動を始めた理由（複数回答）

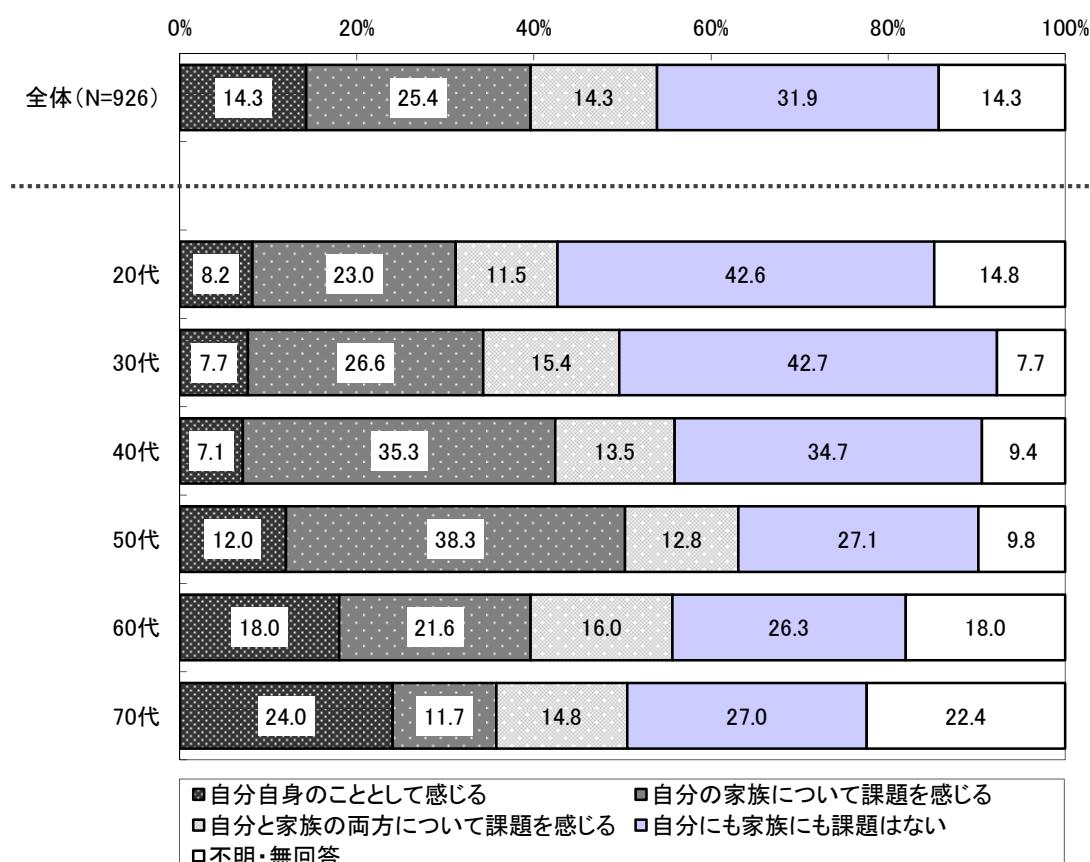


○それ以外について、活動を行っている人の関心や、活動に参加していない人の理由は、ボランティア活動と地域活動で、ほぼ同じ傾向にあります。

<自分や家族のこととして、課題を感じるか>

○自分自身のこととして支援を必要と感じたり、課題を抱えていると感じている人は、年齢が高い人ほど多くなっています。また、家族について課題等を感じる人は、20代～50代まで、年齢が高いほど多くなっています。自分と家族のうちだれかに何らかの課題を感じる人は、50代が他の年代と比べてもっと多くなっています。

■自分や家族について、支援の必要性や課題を感じるか（単数回答）



- 50代の人には、地域活動やボランティア活動に参加できない理由として、「仕事で忙しい」ことを挙げる人がもっと多くなっていますが、仕事だけでなく、自分や家族の課題のために負担が大きい立場である人が多いことがうかがえ、各種活動のための余裕がない人が多いことが考えられます。
- 地域活動、ボランティア活動のいずれについても、時間的余裕があり、きっかけを待つ姿勢があるのは20代・60代であり、活動への参加者としてもっとも期待できる年代と考えることができます。

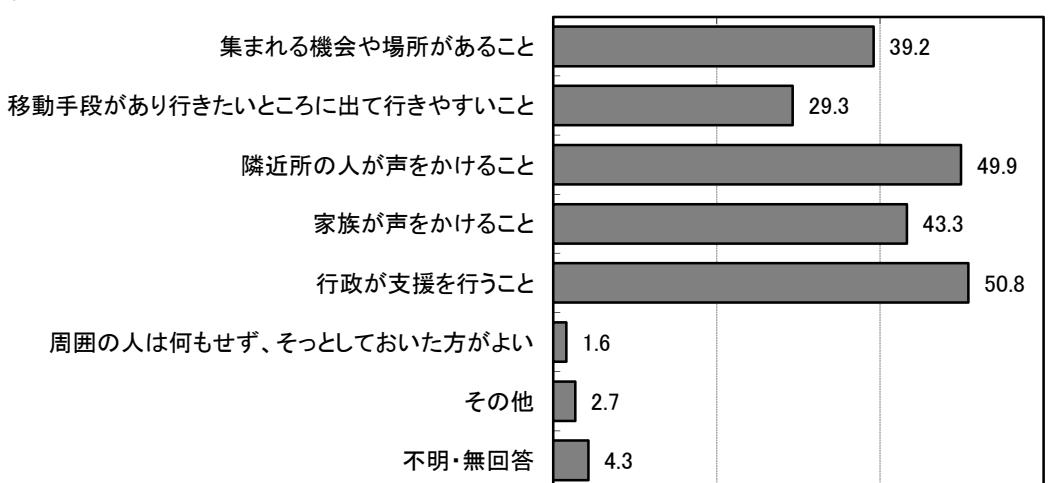
⑤ 活動しやすい環境の支援

<支援が必要な人にとって大事だと思うこと>

○「行政が支援を行うこと」、隣近所の人や家族が声をかけることが必要だと考える人が多い一方で、「集まれる機会や場所があること」、「移動手段があり行きたいところに出て行きやすいこと」が必要だと考える人も約3割～4割となっています。この2つの選択肢では、集まれる機会や場所が必要と考える人の方が、移動手段等が必要と考える人よりも多くなっています。

■支援が必要な人や課題を抱える人にとって大事だと思うこと（複数回答）

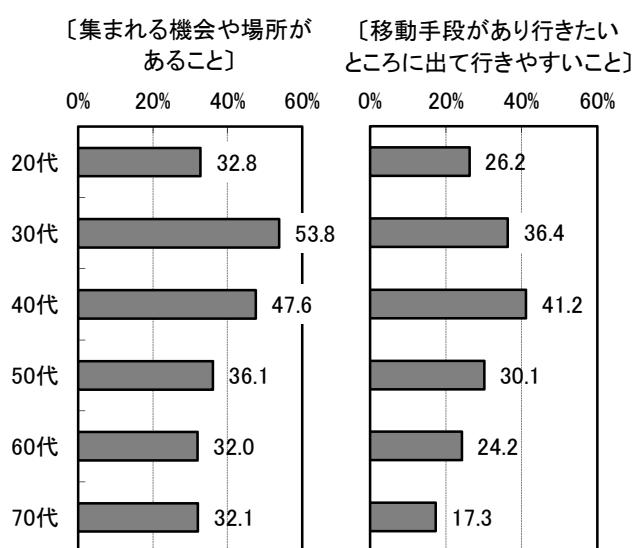
全体(N=926)



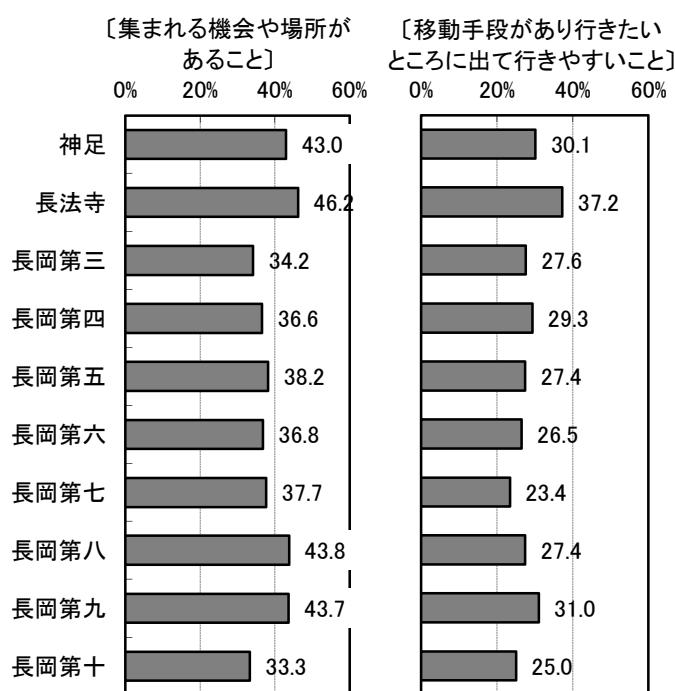
○集まる機会や場所が必要と考える人については、神足、長法寺、長岡第八、長岡第九小学校区で4割以上と、他の小学校区に比べ多くなっています。また、30代・40代が5割前後と、他の年代に比べて多くなっています。

○移動手段等が必要と考える人については、長法寺小学校区で4割弱と、他の小学校区に比べ多くなっています。また、集まる機会や場所と同様に、30代・40代においてこれを必要と考える人が特に多くなっています。

【年代別の状況】



【小学校区別の状況】



●地域活動の支援や、支援が必要な人を活動へ取り込むために、集まる機会や場所を増やしていくとともに、移動手段を確保していくことは、30代・40代を中心に、重要性や必要性が高い支援であると捉えられていると考えることができます。

3. 団体ヒアリング結果

(1) 団体ヒアリングの概要

目的：平成 28 年度開始の第 2 次地域健康福祉計画の策定作業の一環として、福祉または地域活動全般に深く関わっている団体から、現場で活動する中で感じたり、見聞きしている地域福祉の課題について、聞き取りを行いました。

日時・対象団体・場所：

① 7月 22 日（火）13:30～16:40 頃

（場所：長岡市役所分庁舎 3 会議室 2）

分野	対象団体
児童福祉分野	・公立保育所長会
障がい福祉分野	・乙訓圏域障がい者自立支援協議会
高齢福祉分野	・老人クラブ連合会
健康づくり分野	・おとくにパオ
地域福祉分野	・民生児童委員協議会 ・長岡市社会福祉協議会
地域活動全般	・自治会長会 ・地域コミュニティ協議会

② 7月 29 日（火）13:30～16:40 頃

（場所：長岡市役所分庁舎 3 会議室 1）

分野	対象団体
児童福祉分野	・ほっとスペースゆう
障がい福祉分野	・長岡市身体障がい者団体連合会
高齢福祉分野	・老人クラブ連合会
地域福祉分野	・民生児童委員協議会 ・長岡市社会福祉協議会
地域活動全般	・自治会長会 ・地域コミュニティ協議会

※各個別の福祉分野を代表する団体は、各所管課より推薦。

ヒアリングのテーマ：以下をテーマに聞き取りを行いました。

「長岡市のこれからの地域福祉を考える上での共通課題について」

- ・地域福祉をめぐる状況も様々な変化を迎えており、子育て世帯、障がい者、独居等の高齢者等、福祉的な課題を抱えた人を含め、様々な人が地域で暮らし続けるための課題も変化しつつある。今、現場で活動する団体が感じている、地域福祉をめぐる課題は何なのか。
- ・15 年後の本市は年齢構成が大きく変化し、地域福祉に関するニーズや各種団体の活動内容も変わっていくことが予想されるが、その中で課題となることは何なのか。

(2) 団体ヒアリングの結果

① 地域の人々の課題

社会全体

- 単身世帯の増加や核家族化が進んでいる。
- 身近に相談できる人がいない人が多い。
- ITの進展や情報化は進んでいるが、人間関係の構築が下手な人が多い。
- 常識やマナーが学べていない人が多い。
- 自治会への加入者の減少、地域のコミュニティ力の低下。

障がい者

- 障がいのある方の意思の尊重が課題。虐待問題の相談も多い。
- 障がいを「隠す」意識はまだある。

生活困窮

- 生活困窮者の増加や子どもの貧困の問題。

高齢者

- 地域活動をする高齢者が減少している。

子ども・子育て

- 情報は多くあるが、対応力のない親が増えている。
- 祖父、祖母等の家族の助けがない。「親を育てる」支援が必要。

② 団体の活動上の課題

担い手

- 地縁団体もNPO等も担い手の悩みがある。
- 就業、趣味に時間を使う人が多く、価値観の多様化による担い手不足がある。
- 活動の魅力、やりがい、楽しさをいかに見い出し、継続的に取り組んでもらえるかが大切。

対象者等を引っ張り出す

- 活動の対象者、相互団体の会員等が減少している。
- 課題を抱える人こそ、なかなか外に出でこなかったり、課題を隠そうとする人も多い。
- 人が集まり話しあう「つどい」が大切。そのためには、スペースと移動しやすさが重要。

個人情報の取り扱い

- 課題を抱える人とつながりをつくる上でも個人情報は必要。
- 個人情報の収集や取り扱いが、不審者対策等との兼合いで困難。

4. 住民懇談会（ワークショップ）結果

（1）住民懇談会（ワークショップ）の概要

目的：団体ヒアリングや市民アンケートを踏ました上で、各小学校区の課題の状況や、各小学校区で課題に対処する方法を調査するために実施しました。副次的効果として、各小学校区における団体等の意思疎通の機会とすること、地域福祉活動の活発化につなげることを目的に実施しました。

対象地域：小学校区ごとに、本市全域で開催（10小学校区あるため、10回開催）

参加者等：青推協／地域コミュニティ協議会、自治会、民生委員・児童委員、NPO・ボランティア団体、公募市民等

開催時期：平成26年12月～平成27年2月

実施主体：長岡市（社会福祉課）と長岡市社会福祉協議会

テーマ：「小学校区の地域福祉をめぐる課題等について教えてください」

方法：少人数のグループに分かれてのワークショップ（終了後に「ご意見シート」を記入）

■開催日時等一覧

小学校区	日時	参加人数
神足小	平成27年2月12日（木）19時40分～<70分>	20人
長法寺小	平成27年2月6日（金）20時頃～<60分>	17人
三小	平成27年1月29日（木）19時～<90分>	18人
四小	平成26年12月4日（木）19時～<120分>	19人
五小	平成27年2月10日（火）19時～<90分>	26人
六小	平成27年2月27日（金）19時～<90分>	23人
七小	平成27年1月31日（土）13時～<100分>	19人
八小	平成27年2月26日（木）19時30分～<80分>	28人
九小	平成26年12月5日（金）19時～<120分>	22人
十小	平成27年2月25日（水）19時30分～<90分>	25人

(2) 住民懇談会(ワークショップ)の結果

■小学校区の地域福祉をめぐる課題等のキーワード

項目		神足小	長法寺小	三小	四小	五小
大	中					
個別の地域福祉課題	①高齢者／③障がい者	・高齢者／障がい者の知識	・介護制度	・福祉全般の意識の高さ(子ども／高齢者／障がい者)	・高齢化 ・介護制度	・高齢化／認知症対策 ・在宅介護
	②子ども	・子どもの安全				・子ども
	④インフラ／交通	・遊ぶ場所 ・交通	・インフラ	・道路整備(バリアフリー化)		・インフラ(病院／買い物／バス)
	⑤災害対策		・災害対策		・災害対策	・災害対策
	⑥つながり	・知る伝える ・健康な人のための福祉 ・子ども／多世代交流		・コミュニケーション／つながり／取り込み ・歴史／ふるさと再発見	・コミュニケーション／つながり／取り込み	
地域福祉の風土	⑦集まる場	・集まる場所／学校が拠点 ・住民懇談会	・住民懇談会	・集まる場所	・集まる場所／交流の場	・集まる場所 ・空き家
	⑧担い手／⑨取り込み	・担い手／取り込み	・担い手 ・取り込み			・リーダー／担い手
	⑩自治会		・自治会加入率／未組織地域	・自治会離れ	・自治会	・自治会
地域組織の枠組み	⑪コミュニティ組織	・コミュニティ組織		・コミュニティの方向性	・団体間の連携	・コミュニティ／つながり
	⑫地域差		・地域差／共通認識の差			・地域差(旧新／自治会未組織)
	⑬個人情報			・個人情報	・個人情報／情報共有	・個人情報
他	⑭その他	・その他	・その他	・その他	・活動資金 ・その他	・その他

項目		六小	七小	八小	九小	十小
大	中					
個別の地域福祉課題	①高齢者／③障がい者	・高齢化／認知症対策 ・福祉全般		・高齢化／障がい者	・高齢者の活力 ・高齢化	
	②子ども	・子どもの見守り		・子育て		・子ども
	④インフラ／交通	・インフラ(公園／交通／ベンチ)		・交通		・交通
	⑤災害対策	・災害対策		・災害対策		・災害対策
	⑥つながり	・つながりの希薄さ／再生 ・地域活動に対する意識	・つながり ・多世代交流	・コミュニケーション／情報／つながり	・情報発信 ・多世代交流／きっかけしまやの活用	・助かる／見守り／声かけ ・挨拶 ・多世代交流
地域福祉の風土	⑦集まる場	・場づくり／情報共有／住民懇談会	・集まる場／情報／きっかけ		・集まる場 ・住民懇談会	・集まる場所 ・住民懇談会
	⑧担い手／⑨取り込み	・担い手	・担い手	・担い手	・担い手	・担い手 ・取り込み
	⑩自治会		・自治会	・自治会未組織／子供会		・自治会
地域組織の枠組み	⑪コミュニティ組織	・団体間の連携	・小学校区／地域 コミュニティ協議会		・小学校区／地域 コミュニティ協議会 ・団体間の連携	
	⑫地域差					・地域間の温度差
	⑬個人情報	・個人情報	・個人情報		・個人情報	・個人情報
他	⑭その他	・その他	・願い ・その他	・その他	・発想 ・その他	・小学校区職員 ・その他

① 高齢者

○ほぼ全小学校区で意見が出された。認知症高齢者の徘徊対策や独居高齢者の見守り等のあり方、高齢者の活力等についての意見があり、一部の地域では特に高齢化が進んでいることから、特に意見が多くかった。

② 子ども

○子どもの多い小学校区を中心に、約半数の小学校区で意見が出された。市中心部の小学校区を中心に子どもの安全のための見守りについての意見が多く、子どもが特に多い小学校区では子育て支援についての意見が特に多かった。

③ 障がい者

○一部の小学校区で意見が出された。障がい者について知る機会が少ないので、これを増やすことについての意見があった。

④ インフラ／交通

○交通や施設に課題があると思われる小学校区を中心に、多くの小学校区で意見が出された。市の中心部付近の小学校区では、公園の少なさや歩道の狭さ等についての意見が多く、中心部から離れた小学校区では、市の中心部や病院・商店へのアクセスの弱さ等についての意見が多かった。

⑤ 災害対策

○約半数の小学校区で意見が出された。災害時の情報のあり方の整理や、福祉施設との連携等についての意見があった。

⑥ 地域のつながりの強化

○ほぼ全小学校区で、もっと多くの意見が出されたものであることから、地域福祉に関する項目の中では、もっとも重要なものかもしれない。近隣でのつながりやコミュニケーションの推進の必要性を改めて認識する意見が全小学校区できわめて多く、一部の小学校区ではつながりの希薄化が進んでいるとの認識から、これについての必要性を特に強く認識する意見も多かった。地域のつながりを強化するために、対応すべきテーマを認識している小学校区も多く、「多世代交流」や「子ども」、「高齢者」、「子ども／高齢者／住民みんなの見守り」、「地域の誇り／歴史」等をその方法として提案する意見が多くかった。

⑦ 集まる場

○ほぼ全小学校区で意見が出された。地域のつながりの強化や地域福祉の意識の推進のために集まる場所や機会が必要であるとの認識はほぼ全小学校区であり、自治会館や空き家、福祉施設等の「具体的な場所」(スペース)を想定する意見もあれば、「ラジオ体操」、「サロン」、「クラブ」等の機会の創出を想定する意見もあった。今回の住民懇談会のように、地域のつながりや地域福祉について話しあう機会が重要であるとする意見もあった。

⑧ 担い手

○多くの小学校区で意見が出された。地域福祉や地域組織を支える人材として、自治会や各種地域活動の担い手不足を懸念する意見が多い一方で、担い手を育成する具体的な方法についても、少数であるが意見があった。

⑨ 取り込み／引っ張り出し

○多くの小学校区で意見が出された。課題を抱えた人こそ各種の活動やつながりに加わってほしい、担い手づくりのためにも多くの人に加わってほしいとの意見が出され、活動への取り込みや引っ張り出しのための具体的なイベントや心掛け等についても意見があった。

⑩ 自治会

○多くの小学校区で、自治会加入率の低下、自治会未組織地域における将来の懸念等の意見が出された。一部の小学校区では、高齢者や若い世代が魅力に感じるよう、活動内容を時代にあわせたり、役割分担や情報発信方法を見直す意見が出された。

⑪ コミュニティ組織

○多くの小学校区で意見が出された。地域コミュニティ協議会のある小学校区等では、自治会活動との整理等について意見が出された。また、自治会と民生委員・児童委員をはじめ各種団体の連携を強くして、現代的な課題に取り組む必要性についての意見があった。

⑫ 地域差の解消

○一部の小学校区で、小学校区内での自治会間や、旧在所・新興住宅地の間の地域差・温度差を認識する意見があった。小学校区内での交流や意見交換、助けあいによって、これを解消したいとの意見もあった。

⑬ 個人情報／情報把握

○多くの小学校区で、個人情報の保護が、支援を必要とする人や、各種活動に取り込みたいと思っている人の情報を把握する際にネックになっているとの意見があった。市に取り扱いの再考を求める意見が多い一方で、会話等の中で情報を得ることを提案する意見もあった。

5. 策定経過

年月日	委員会等	協議内容等
平成 26 年 7 月 22 日、 29 日	団体ヒアリングの実施	
平成 26 年 8 月 11 日	平成 26 年度第 1 回長岡京市 地域健康福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域健康福祉計画の概要について ・次期計画策定のための各種調査について
平成 26 年 9 月 5 日～ 22 日	市民アンケート調査の実施	
平成 26 年 12 月～ 平成 27 年 2 月	住民懇談会の実施	
平成 27 年 3 月 30 日	平成 26 年度第 2 回長岡京市 地域健康福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会の開催状況及び各個別計画の見直しの進行状況について ・長岡京市地域健康福祉(後期)計画について ・次期計画策定について
平成 27 年 9 月 29 日	平成 27 年度第 1 回長岡京市 地域健康福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡京市地域健康福祉(後期)計画の総括について ・長岡京市第 2 次地域健康福祉計画(骨子案)について
平成 27 年 11 月 24 日	平成 27 年度第 2 回長岡京市 地域健康福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡京市第 2 次地域健康福祉計画(素案)について
平成 27 年 12 月 19 日	「地域福祉を考えるシンポジウム」開催	<ul style="list-style-type: none"> ・基調講演 ・パネルディスカッション
平成 27 年 12 月 19 日～ 平成 28 年 1 月 18 日	意見公募手続き(パブリックコメント)実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの意見収集
平成 28 年 3 月 3 日	平成 27 年度第 3 回長岡京市 地域健康福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・意見公募手続き(パブリックコメント)の実施結果について ・長岡京市第 2 次地域健康福祉計画最終案について

6. 長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 長岡京市地域健康福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、長岡京市における健康福祉を総合的に推進するため、健康福祉に関する課題及び課題解決の方向性や取組等について、外部有識者等の意見を聴取することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康福祉分野に係る行政施策の実施に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉全般に係る取組に関すること。
- (3) 福祉関係分野の総合的な推進方策に関すること。
- (4) 地域福祉の推進を図るために取組に関すること。
- (5) その他市民の健康や福祉の充実に必要な事項に関すること。

(構成等)

第3条 推進委員会は、次に掲げる委員 20 人以内で構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係機関及び各種関係団体の構成員
 - (3) 第7条第4項に定める部会の部会長
 - (4) 第7条第1項に定める部会員であり、各部会から推薦された者
 - (5) 第7条第1項第5号に定める部会員であり、各部会から推薦された者
- 2 委員の任期は、概ね 3 年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 推進委員会に会長を置くことができ、委員の互選により決定する。
- 5 前項の会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進委員会の会議は、健康福祉部社会福祉課長が招集し、進行する。ただし、会長を置いたときは、会長が会議を進行する。

2 推進委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(各部会の目的)

第5条 推進委員会は次に掲げる部会で構成し、各部会は、次条に規定する所掌事項について、外部有識者等の意見を聴取することを目的とする。

- (1) 健康づくり部会
- (2) 児童福祉部会
- (3) 障がい福祉部会
- (4) 高齢福祉部会

(各部会の所掌事項)

第6条 各部会の所掌事項は、次のとおりとする。

健康づくり部会

- (1) 市民の健康づくり施策の推進に関すること。
- (2) 保健計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 市民の健康づくりの推進を図るための取組に関すること。
- (4) その他地域の健康づくり推進に必要な事項に関すること。

児童福祉部会

- (1) 子育て支援施策の推進に関すること。
- (2) 地域行動計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 子育て支援施策の推進を図るための取組に関すること。
- (4) その他児童福祉施策に必要な事項に関すること。

障がい福祉部会

- (1) 障がい福祉施策の推進に関すること。
- (2) 障がい者（児）福祉基本計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 障がい者福祉の推進を図るための取組に関すること。
- (4) その他障がい者福祉施策に必要な事項に関すること。

高齢福祉部会

- (1) 高齢者福祉施策の推進に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進並びに進行管理に関すること。
- (3) 高齢者福祉及び介護保険事業の推進を図るための取組に関すること。
- (4) その他高齢者対策に必要な事項に関すること。

(各部会の構成等)

第7条 各部会は、前条に規定する所掌事項に応じて、次に掲げる部会員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉サービスの利用者
- (3) 保健福祉サービスの提供者
- (4) 関係機関及び各種関係団体の構成員
- (5) 市民公募による者
- (6) その他市長が必要と認めた者

2 部会員の任期は、概ね3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 部会員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 各部会に部会長を置くことができ、当該部会に属する部会員の互選により決定する。

5 前項の部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

(各部会の会議)

第8条 各部会の会議は、次に掲げる課の長がそれぞれ招集し、進行する。ただし、部会長を置いたときは、部会長が会議を進行する。

- (1) 健康づくり部会 健康福祉部健康推進課
- (2) 児童福祉部会 健康福祉部こども福祉課
- (3) 障がい福祉部会 健康福祉部障がい福祉課
- (4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課

2 各部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
(庶務)

第 9 条 推進委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において総括し処理する。ただし、各部会に係るものについては、次に掲げる課においてそれぞれ処理する。

- (1) 健康づくり部会 健康福祉部健康推進課
 - (2) 児童福祉部会 健康福祉部こども福祉課
 - (3) 障がい福祉部会 健康福祉部障がい福祉課
 - (4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課
- (その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 5 条、第 6 条、第 7 条及び第 8 条第 3 項の改正規定は、長岡京市健康づくり推進協議会設置要綱、長岡京市児童育成推進協議会設置要綱、長岡京市障害者（児）福祉基本計画推進委員会設置要綱及び長岡京市高齢者対策推進会議設置要綱の廃止時から適用する。

3 この要綱の施行後最初に選任される委員及び部会員の任期は、第 3 条第 3 項の規定に関わらず、平成 16 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

7. 長岡京市地域健康福祉推進委員会委員名簿

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

敬称略

氏名	選出区分	所属部会	所属団体等
◎ 安藤 和彦	部会長	児童福祉部会	京都文教短期大学
○ 内藤 雅子	部会長	高齢福祉部会	居宅介護支援事業所
武田 康晴	部会長	障がい福祉部会	華頂短期大学
里村 一成	部会長	健康づくり部会	京都大学
西村 伸也 (清水 ヒトミ)	部会推薦	児童福祉部会	小中学校長会
高田 恵里佳	部会推薦	高齢福祉部会	東地域包括支援センター
林 俊子 (水島 啓子)	部会推薦	健康づくり部会	市体育協会
馬本 郁男 (橋本 京三)	関係団体		乙訓医師会
三沢 あき子	関係団体		乙訓保健所
山下 敏夫	関係団体		市社会福祉協議会
山本 茂喜 (奥本 和巳)	関係団体		自治会長会
鯰江 幸子	部会推薦	障がい福祉部会	公募委員
太田 嘉継	部会推薦	健康づくり部会	公募委員

※「◎」印は委員長、「○」印は副委員長

※カッコ（）内は前任の委員

第2次長岡京市地域健康福祉計画

平成28（2016）年 3月発行

長岡京市 健康福祉部 社会福祉課

〒617-8501 京都府長岡京市開田1丁目1番1号

TEL (075) 955-9516 FAX (075) 951-7739